

令和4年3月 9日

令和4年3月10日

標 茶 町 議 会
令和4年度標茶町各会計
予算審査特別委員会記録

於 標茶町役場議場

標茶町議会令和4年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録目次

第 1 号 (3月9日)

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第16号 令和4年度標茶町一般会計予算	4
議案第17号 令和4年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	4
議案第18号 令和4年度標茶町下水道事業特別会計予算	4
議案第19号 令和4年度標茶町介護保険事業特別会計予算	4
議案第20号 令和4年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	4
議案第21号 令和4年度標茶町簡易水道事業会計予算	4
議案第22号 令和4年度標茶町病院事業会計予算	4
議案第23号 令和4年度標茶町上水道事業会計予算	4
散会の宣告	27

第 2 号 (3月10日)

開議の宣告	31
総括質疑	
長尾式宮君	31
深見迪君	38
類瀬光信君	50
本多耕平君	60
鈴木裕美君	67
鴻池智子君	76
閉会の宣告	80

令和4年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

令和4年3月9日（水曜日） 午後 1時46分 開会

付議事件

- 議案第16号 令和4年度標茶町一般会計予算
- 議案第17号 令和4年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
- 議案第18号 令和4年度標茶町下水道事業特別会計予算
- 議案第19号 令和4年度標茶町介護保険事業特別会計予算
- 議案第20号 令和4年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第21号 令和4年度標茶町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第22号 令和4年度標茶町病院事業会計予算
- 議案第23号 令和4年度標茶町上水道事業会計予算

○出席委員（10名）

委員長	後藤 勲 君	副委員長	渡邊 定之 君
委員	類瀬 光信 君	委員	長尾 式宮 君
〃	松下 哲也 君	〃	熊谷 善行 君
〃	鈴木 裕美 君	〃	深見 迪 君
〃	本多 耕平 君	〃	鴻池 智子 君

○欠席委員（1名）

委員 黒沼 俊幸 君

○その他の出席者

議長 菊地 誠道 君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐藤 吉彦 君
副 町 長	牛崎 康人 君
総務課 長	齊藤 正行 君
企画財政課 長	武山 正浩 君
税務課 長	齋藤 和伸 君

管 理 課 長	齊 藤 昇 一 君
農 林 課 長	長 野 大 介 君
住 民 課 長	伊 藤 順 司 君
保 健 福 祉 課 長	石 塚 剛 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
水 道 課 長	油 谷 岳 人 君
育 成 牧 場 長	若 松 務 君
病 院 事 務 長	浅 野 隆 生 君
や す ら ぎ 園 長	穂 刈 武 人 君
農 委 事 務 局 長	川 村 勉 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 委 管 理 課 長	常 陸 勝 敏 君
指 導 室 長	秋 山 豊 君
社 会 教 育 課 長 兼	服 部 重 典 君
中 央 公 民 館 長	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	中 島 吾 朗 君
議 事 係 長	中 嶋 禎 之 君

(議長 菊地誠道君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから令和4年度標茶町各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

(午後 1時46分開会)

◎委員長の互選

○議長(菊地誠道君) 委員会設置後最初の委員会でございますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。後藤委員が年長委員でありますので、後藤委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時48分

(年長委員 後藤勲君委員長席に着く)

○年長委員(後藤 勲君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員10名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

松下君。

○委員(松下哲也君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(後藤 勲君) ただいま松下委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(後藤 勲君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、松下委員からの指名推選に決定いたしました。

松下君。

○委員(松下哲也君) 委員長には後藤委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員(後藤 勲君) ただいま松下委員から、委員長に後藤委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(後藤 勲君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には後藤委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時49分

(委員長 後藤勲君委員長席に着く)

○委員長(後藤 勲君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長(後藤 勲君) 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

松下君。

○委員(松下哲也君) 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長(後藤 勲君) ただいま松下委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、松下委員からの指名推選に決定いたしました。

松下君。

○委員(松下哲也君) 副委員長には渡邊委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長(後藤 勲君) ただいま松下委員から、副委員長に渡邊委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には渡邊委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時51分

○委員長(後藤 勲君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第16号ないし議案第23号

○委員長(後藤 勲君) 本委員会に付託を受けました議案第16号、議案第17号、議案第18

号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号を一括議題といたします。

議題8案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第16号から議案第23号までの歳入歳出予算は歳入と歳出に分け、議案第16号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第16号、一般会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、2款総務費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○委員(類瀬光信君) まず、53ページから54ページにかけてですが、町史編纂費についてです。消耗品費と印刷製本費というのがついていますが、こういった成果が得られるための費用なのでしょうか。そして、誰が担当されているのかということ伺います。

それから、64ページ……

(「1個ずつ」の声あり)

○委員(類瀬光信君) 1個ずつでしたか。すみません。

○委員長(後藤 勲君) 総務課長・齊藤君。

○総務課長(齊藤正行君) お答えします。

町史編さん事務局1名、会計年度任用職員が専任でいますので、その方が担っておりますが、過去の町史の資料の整理、複写、それからデジタル化を中心に現在行っていますけれども、それらの消耗品、印刷製本費というふうに、例えば本を修復するですとか、そういうカバー、本を製本するですとか、そういった部分の消耗品、印刷製本費を予算化させていただいているところでございますので、ご理解願います。

○委員長(後藤 勲君) 類瀬君。

○委員(類瀬光信君) 次、64ページですが、企画費の報償費の記念品です。ふるさと納税の返礼品かと思うのですがけれども、この中に民間の牧場から購入した羊の代金というのが入っているかどうか。その場合、羊は生き物ですから、要するに随時買い上げだと商品価値が下がるとか、そういうことがあるのですけれども、これは一括で予定の頭数を買取ったりとか、そういったことがされているかどうか、そういう配慮がされているかどうかということです。

○委員長(後藤 勲君) 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長(武山正浩君) お答えいたしたいと思います。

64ページ、7節、記念品ですけれども、委員お尋ねの返礼品の内容についてだと思っておりますけれども、羊については、一事業者さんで自分のところ飼っている羊を屠殺して、一応品名としては「ラム半頭セット」ということで、枝肉にしたもの、枝肉といいますか、半

頭ですからそのままの状態です。この記念品は返礼品なのですが、これは町で買い上げて返礼品として出しているわけではなく、寄附者が寄附をした段階で返礼品を希望して、その寄附額に応じた返礼品を選択して、その選択されたものが事業者のほうから送られるということになりますので、町で何頭かまとめて買い上げているとか、そういう部分ではございません。

今回、民間の羊を出している事業者さんは、ご自分のところで飼っている羊でございますので、一応この部分について町が何頭買い上げているという部分ではなく、事業者さんのほうからこの半頭セットが何セットとかというふうに出ていますので、そこを寄附者が返礼品を選択しているというところでございます。

半頭セットでいくと、今年度については6件のお申し込みがあって、半頭ですので12から10キロぐらいの大きなものになっています。店屋さんで皆さんが買うような肉の、切れた状態になっているのではなく塊になっているものですから、なかなか一般の方が買うにはちょっと扱いにくい部分もあるかと思えますけれども、事業者さんのほうでは、こういう屠畜場に出して半身になったものを出されているという部分がございまして、これを町のほうで何頭かまとめて買い上げているという部分ではないということで、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 続けてですけれども、68ページ、負担金及び交付金のところですが、花いっぱいコスモス推進会議補助金というのがあります。最近、町の花であるコスモスに関する事業というか、そういったものがちょっと下火かなと感じているのですけれども、この補助金を交付することによって、大体どのようなことが行われているか教えてください。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思えます。

花いっぱいコスモス推進会議のほうに、私も補助金を出しているわけなのですが、この花いっぱいコスモス推進会議では、活動内容としては、主に植花事業と、あとコスモスの種を各事業所さんのほうに配付をするというような部分が主な活動内容となっております。

植花事業では、駅前花壇と、あと開発センター前の花壇に春の花を植えております。それと、夏には駅前商店街にプランターを設置して、夏の花を植えております。あと、時期を見て除草作業等々を行って、あと秋に片づけをしているという部分でございまして、いかにせん現在この花いっぱいコスモス推進会議のメンバーが相当数少なくなっているという現状もございまして、昨年度も、私も事務局を持っているものですから、お話し合いはしてきてはいるのですけれども、下手をするとこのままメンバーが増えなければ、ちょっとこの会の維持もままならないかなというふうには考えているところなのですが、会員の皆さん、お年でなかなか大変だとは言いつつも、体が動く間は一生懸命頑張る言っている部分もございまして、今年度も一応この植栽事業はそのまま続けようということ考えていますけれども、メンバーさんの中で毎年1人、2人と抜けていく。体が動か

なくて抜けていくという状況もございますので、今後はちょっと状況を見ながら考えていかなければならない部分も出てくるかなとは思っておりますけれども、昨年までは植花事業とコスモスの種の配付をしているというところで、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

長尾君。

○委員（長尾式宮君） 54ページ、17節、車両購入費が載っておりますけれども、この車両の使用目的と車種の説明をお願いいたします。

○委員長（後藤 勲君） 管理課長・齋藤君。

○管理課長（齋藤昇一君） お答えいたします。

この車両購入費785万1,000円。当初、小型乗用車の4WD3台を計画しております。これは一般の今の公用車の更新ということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

長尾君。

○委員（長尾式宮君） 同じような質問になりますけれども、66ページ。これも17節、こちらにも車両購入費が載っております。こちらのほうもお願いいたします。

○委員長（後藤 勲君） 管理課長・齋藤君。

○管理課長（齋藤昇一君） これも2,732万3,000円。これは路線バスの更新でございます。今、沼幌線の41人乗りのバスが12年ほどたっておりまして、ほかにもまだ同じような年数ありますけれども、走行距離51万6,000キロ余り乗っているところでございます。その更新として、バス1台購入ということです。

ただ、沼幌線、今走らせている1台につきましては予備車に回す予定で、もう少し利用していこうと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 57ページ、2目18節の整理機構への負担金であります。83万7,000円とありますが、前に私ちょっと聞いたかも、ごめんなさい、失礼ですけれども、この金額の負担金の根拠です。毎年違うものなのか、今年度のあれなのか。と同時に、どのような実態で標茶の場合は、昨年でいいのですけれども、実態があったかということも、ついでにお聞きをしたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

滞納整理機構への負担金についてなのですが、令和4年度については、総額で178万円、内訳で、一般会計分が83万7,000円、国保会計が94万3,000円という内容になってございます。前年度と比較いたしますと、一般会計分では8万6,000円増額しておりますが、これは負担金というのは毎年内容は変わってきます。

負担金の算出根拠なのですけれども、まず加入市町村、11町村で均等割を10万円ずつ負担

いたします。そのほかに件数割というものがございまして、12件ということで146万4,000円、あと実績割を5%加算いたします。これは令和2年度分の実績割を加算して、これが31万3,000円加算いたします。あと、機構で持っている基金からの繰入金分でマイナス9万7,000円ということで、トータル178万円ということになるのですが、あと滞納税の内訳、一般会計分と国保会計分、一般会計分が今回47%を占めるということで、その案分で今回83万7,000円という内容になっておりますので、ご理解願います。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 56ページの上段の真ん中、中間サーバープラットフォーム負担金600万円の減額ということのご説明がありましたが、この負担金というのは、毎年変わっていくものなのでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

これはマイナンバーの関係で、国のほうでシステムを使っておりまして、国のほうから、国といいましょうか、加入しているシステム機構のほうから毎年町村割というのが示されますが、これまでは整備のほうに重点を置かれていまして、かなりな投資がかかったものから多額な費用がかかっておりましたが、一定程度の整備が終わりましたので、今年についてはかなり減額になっていると思っておりますが、その分が減ったということでございまして、その分の歳入のほうも減っている状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 62ページの統計調査総務費の報酬で、金額は少ないのですが、指導員報酬、統計調査に関しての指導員というのはどういうことなのでしょうか。新規というふうにご説明ありました。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思っております。

令和4年度は、住宅・土地統計調査の単位設定というところで、この単位設定のための指導員の報酬を一応2名分見ているというところがございます。この住宅・土地統計調査というのは、令和5年度から本調査が入るわけなのですけれども、それをやるために事前に単位区を設定するというところで、事前に指導員の方を2名委嘱して、2名分の報酬を見ているというところがございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） この指導員というのは、資格が必要なのでしょうか。例えば、宅建の資格とか、そういうものが必要になってくる、ただ普通の、何も資格がなくても、経験を有している方とかというふうになるのでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 大変申し訳ございません。ちょっとその件に関する資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、3款民生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 69ページのアイヌ協会補助金というのは、どういった内容のものですか。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

昨年も同じような質問を受けたと思うのですが、これにつきましては、今、本町にはアイヌ協会というのは存在していませんけれども、改めてでき上がったときに速やかに補助ができるように、あらかじめ予算を確保しておくということでございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 前に質問した記憶がないのだけれども、アイヌの方々の団体が、名称は別として、標茶にもあることが望ましいという考えでいらっしゃるのか、この補助金をつけているのだと思うのだけれども、何か働きかけとか、そういう努力はしているのでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

私が来てからの話で申しわけないのですが、現在のところ町から直接的な働きかけというところには行ってないのが現状でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） こういうふうには予算立てをしているわけですが、黙って何もしなかったら団体つくらないですね。以前はいろいろあって、そして活動もしていたのだと思うのですが、そのところがちょっと。補助金は立てる、だけれども町としてはそういう運動をしないと、運動というか、呼びかけはしないということであれば、本当なのでしょうか、それは。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

過去には、なかなか後継者といえますか、やっただけの方がいないということで、自然消滅のような形でアイヌ協会自体が消滅をしたという経過がございます。私どものほうといたしましても、アイヌの方々から相談があったり、働きかけがある場合には、速やかにそういうようなご協力といえますか、支援といえますか、そういう活動はしていきたいと思

ますが。というところでご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（後藤 勲君） 副町長、牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） ただいま担当課のほうの取り組み、説明をさせてもらいましたけれども、交付金の活用も始まりまして、従前から地元で団体があつたほうがより実態に即した活動ができるのではないかとということで、該当する方々、特定の方でありますけれども、そういった団体の再設立にかけて、お考えを聞いたりとか、あるいはそういった方向に行く考えもないのかを確かめながら、接触を持ってきた経過がございます。これからも同様なスタンスで、担当課長からもあつたとおり、できるだけそういった組織ができるような働きかけは継続してやっていきたいというふうに考えております。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君） 69ページの下から2段目ですけれども、社会福祉協議会の70周年記念事業補助金ということになっておりますけれども、どのような記念事業の中身というか、決まっているのか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えをいたします。

この社会福祉協議会設立70周年記念事業補助金の内容ですけれども、基本的には70周年記念誌の印刷製本という部分が70万円というところがございます。式典とか、そういうことではないとご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 88ページです。委託料で、合葬墓の調査設計委託料があると思うのですけれども、合葬墓というのは、字のとおりお墓です。個別のお墓の場合は、個々の考え方とか宗教上の考え方で、供養をしたり、あるいはしなかったりということは自由なのですけれども、合葬墓の場合、よその例で言うと、公設の合葬墓で永代供養しているというものもあるのですけれども、標茶町の場合はどういった合葬墓になるのでしょうか。そのことに関して、町内の宗教法人が5つほどあると思うのですけれども、そちらのご意見とか反応とか、そういったものというのは伺っているのでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

今、委員からご質問がありました件でございますけれども、どういった供養をするのか、しないのかということなのですが、今、私どもが想定しているところでは、ほかの人と一緒に全ての焼骨を一緒の器に収めるというような想定をしておりますので、いろんな宗教、宗派がございますので、町として供養をするという考えは今のところございません。お墓と

いう名前についても、神道ですとか、キリスト教の方にとってみれば、お墓というのがどうなのかというところもあるのですけれども、その辺も含めて、要するに宗教関係の方にご相談を申し上げたところ、いろんな精神的な部分でのご指導はいただきましたけれども、おおむねご賛同を得られたというような感覚であります。

ただ、詳細につきましては、この事業、調査設計を行うに当たって、さまざまな意見を再度聞きながら本格的な建設に向けていきたいなというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 84ページの委託料。業務委託料ですが、この内容について伺いたいと。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

12節委託料の業務委託料417万6,000円の内訳でございますが、これにつきましては、産前産後サポート事業の部分で124万8,000円、それから産後ケア事業の部分で247万9,000円、それと健診のための医師のタクシー送迎で26万9,000円、それから乳幼児等への歯科のフッ化物塗布、これの委託で18万円で、合計で417万6,000円となっております。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 同じ84ページ、備品購入費、これ新規というふうにご説明ありましたので、どういうものかお願いします。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

17節備品購入費の機器購入費137万5,000円でございますが、これにつきましては、12月の定例会で委員のほうからもご質問ございました屈折検査機器一式の部分で、新規購入という形で予算を計上させていただいたものでございます。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 先ほど鈴木委員から、62ページの統計調査総務費の1節報酬、指導員報酬のところ、何か指導員の資格等は必要なかというご質問がございました。それについてお答えをいたしたいと思います。

資格等については特に必要はございません。ちょっと先ほど説明不足なところもあったのですけれども、この住宅・土地統計調査の単位区の設定というのは、令和2年度に実施した国勢調査実施後の、建物が建ったりなくなったりしたところの住宅等のばらつきがどうなっているのかという部分で、調査する件数を整理するための、事前の調査のために入るという部分で、特に住宅、土地、不動産等の何かの資格が必要だとか何とかという部分は、特に必要としていないというところでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） すごうれしくて感動しておりますけれども、視覚の屈折の機械を入れていただけるということで、今まで全て提案してきても取り入れてもらえなかったものですから、正直言って本当に感動しております。予算づけありがとうございます。

次に移ります。

85ページの報酬で、予防接種健康被害調査委員報酬。どんな調査、被害ですけれども、どういうふうに調査をするのですか。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

予防接種健康被害調査といいますのは、ワクチン、今、盛んにやっていますけれども、コロナワクチンを接種後、体調が悪くなったり、場合によってはお亡くなりになられる方も全国、国内を見るといらっしゃるところで、そこについてコロナワクチンの因果関係を調べるための委員会でございまして、基本的には病院での診察情報を基に委員の先生方で判断をしていくという委員会でございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 86ページの委託料ですね。業務委託料の内容を伺いたと思います。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

業務委託料4,767万円ですけれども、まず各種予防接種用のワクチン接種に係る部分で2,586万3,000円、それからコロナワクチンの接種で2,160万4,000円、歯周病検診などの健診業務の委託で20万3,000円などとなっております。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） そうすると、町長の施政方針にも書かれておりましたけれども、脳ドックの予算というのはどこに入っておりますか。

○委員長（後藤 勲君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

86ページ、11節の役務費の最後の診療手数料が、脳ドックの検診の経費でございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） わかりましたが、総括までいきませんが、脳ドックを見直しながらというふうに施政方針に書かれておりましたが、どういう見直しをしていくのか伺いたいです。

○委員長（後藤 勲君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

見直しの方向性ですけれども、一応助成額について、今1件2万円ということの助成額で

すけれども、これのかさ上げをしていくことと、あと脳ドックの検診の期間ですね。例えば、間、何年か置かなければ次の2回目を受けられないというような状況を少し短くして、期間を短縮するなどの見直しを図っていききたいなというふうには考えております。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 88ページ、先ほど合葬墓の調査設計委託料のところで聞き漏らしたことが1つありました。

○委員長（後藤 勲君） ちょっと待ってね。

（「駄目じゃない」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） ちょっと待ってください。

（何事か言う声あり）

○委員長（後藤 勲君） 今、4款の衛生費についてやっているわけだから、先ほどやったのだと思いますけれども。

○委員（類瀬光信君） では、ちょっといいですか。

○委員長（後藤 勲君） はい。

○委員（類瀬光信君） そのことではなくて。

（「4款」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） 4款だよ。

○委員（類瀬光信君） 4款ですよ。先ほど私は、調査設計委託料の……

○委員長（後藤 勲君） ちょっと待ってください。ちょっと休憩。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時23分

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご質疑ございませんか。

鴻池君。

○委員（鴻池智子君） 87ページの備品購入費についての内訳をお願いします。

○委員長（後藤 勲君） もう少し大きい声をお願いします。

○委員（鴻池智子君） 87ページ、備品購入費ですね。

（何事か言う声あり）

○委員（鴻池智子君） 環境衛生費の17節の備品購入費についての説明をお願いします。

（何事か言う声あり）

○委員長（後藤 勲君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

87ページ、17節の備品購入費の器具購入費の88万6,000円という内容でございますけれども、蜂駆除のための防護服、これは一応消防署のほうに管理していただいている部分ですけれど

も、これで28万6,000円です。それから、犬用の捕獲器で3基購入で60万円、合わせまして88万6,000円という内容となっております。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 88ページの12節委託料の指定管理料が増えているのですけれども、これ、僕、聞き漏らしたのかもしれませんが、ちょっと内容を説明していただけますか。

○委員長（後藤 勲君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

12節委託料の指定管理料の部分でございますけれども、こちらにつきましては、本定例会におきまして、指定管理者の指定を受けました、しべちや斎場における指定管理料でございます。令和4年度分の指定管理料ということの計上でございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

○住民課長（伊藤順司君） 失礼しました。

従前より上がった部分につきましては、人件費、それから光熱水費の上昇によるもので、あと、それらに含めて経費分を増額したことによる上昇というふうに理解しております。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 上がり率がちょっと大きいなと思ったものですから、何か理由、人件費、人が増えたとか、何か妥当な理由がありますか。

○委員長（後藤 勲君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

指定管理料につきましては、前回、5年前の管理料の算定から本年までの、相当数年数がたっていることもありますので、その分の人件費の上昇分が大きな要因となります。それから、これらに関わる経費率も上がってきておりますので、その辺の経費を多く見たということの上昇分で……

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「答弁中だ」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） 失礼しました。どうぞ。

○住民課長（伊藤順司君） 前回、平成28年に積算した金額よりは、100万円弱程度増幅しているという状況にあります。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 72ページ、3目12節の委託料であります。軽費老人ホームというふうになっておりますけれども、これの業務委託料についての……

（「何ページ」の声あり）

○委員（本多耕平君） 72ページ。

（何事か言う声あり）

○委員（本多耕平君） 終わっていたね。ご苦労さまでした。失礼いたしました。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君） 88ページ。先ほども同僚議員がちょっと聞いたのですけれども、800万円の合葬墓の調査設計委託料ということなのですけれども、私どもも何回か、何人か今まで質問してきた中で、調査設計費をつけてくれたということは本当に感謝申し上げますけれども、今年度はどの程度のことの調査を行うのか、そこら辺お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

おおよその内容でございますけれども、一応合葬墓を設置する場所については、この辺りだというふうに当課のほうでも検討した中で、その場所における測量調査、現地調査と、あと測量、それから地質調査、ボーリング等でございます。そのほかにデザインとか、あと実施設計までいきたいなというふうには考えておりますので、そのあたりの調査設計を見込んでいるところでございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、5款労働費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、7款商工費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 107ページです。観光費の委託料の中のキャンプ場等管理委託料711万1,000円。これの施設ごとの内訳を教えてください。

○委員長（後藤 勲君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをさせていただきます。

まず、虹別オートキャンプ場が535万7,000円、塘路元村キャンプ場が27万3,000円、それから塘路湖休憩施設は72万3,000円、多和平キャンプ場が27万4,000円、それから多和平観光物産施設グリーンヒルですが48万4,000円の、合計711万1,000円というふうになってございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、8款土木費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、9款消防費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

長尾君。

○委員(長尾式宮君) ごめんなさい。何ページだっけ。商工費に入るのかな、これ。間に合わなかった。

○委員長(後藤 勲君) 消防費。

(「僕は駄目でしたよ」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) 土木費。

○委員(長尾式宮君) いや、違う。7款で質問あったのですけれども。

○委員長(後藤 勲君) 7款。大分前の話だな。

○委員(長尾式宮君) ごめんなさい、違う、8款だ。8款の土木費で質問あったのですけれども。

(何事か言う声あり)

○委員長(後藤 勲君) とりあえず、そうしたら長尾君、やってください。

(「優しい」の声あり)

○委員(長尾式宮君) すみません。112ページの17節、こちら車両購入費で3,600万円ほど入っていますけれども、使用目的と車種をお願いします。

○委員長(後藤 勲君) 建設課長・富原君。

○建設課長(富原 稔君) 除雪対策費の備品購入費3,645万2,000円の内訳ですけれども、今、町有車両で所有している除雪ドーザー、ショベルですね。除雪のときのショベルが平成8年式で26年経過し、走行距離も5万6,000キロ、5,000時間稼働したもので、一般的な償却期間、補助事業でいきますと13.5年ということに対してほぼ倍近い期間使っていて、故障した場合にもう部品がない、バックオーダーになって時間がかかるということで、除雪に使うものですので、緊急的に使えなくなるということは避けたい部分がございますので、入れかえということで新しい除雪ドーザーの購入を社会資本整備総合交付金事業を利用して行いたいという部分の予定が3,245万2,000円です。

そのほかにもう一台、除雪専用車の更新ということで、以前も購入させていただいたのですけれども、北海道で使っていた除雪専用車の払い下げを利用して、今回は建設管理部で使っていた除雪専用車が払い下げのものとして出ていまして、町で所有している5年式の29年経過した走行距離12万キロ、稼働時間約6,000時間のものを、平成10年式で年式的には5年程度しか変わらないのですけれども、走行距離が5万2,000キロ、稼働時間2,300時間と、約半分のものがたまたま今回払い下げとしてあったので、その部分で購入を申し込んだところ、今回、割り当てとしてなったということで、予算要求させていただいたところでございます。こちらについては、400万円の購入価格を予定しております。

○委員長(後藤 勲君) ほかにご質疑ございませんか。土木費まで戻ったけれども、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、改めて9款消防費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、10款教育費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

本多君。

○委員(本多耕平君) 120ページの標茶高等学校教育振興会助成金1,000万円というふうには、かなり上乘せがありますけれども、この内訳をお願いいたします。どのようなことで1,000万円になったのかということも含めてお願いをいたします。

○委員長(後藤 勲君) 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長(常陸勝敏君) お答えいたします。

標茶高校の振興会への助成金ということで1,000万円の内容でございますが、振興会の中で、これは令和3年度の事業計画になりますけれども、1,000万円のうち生徒募集推進事業ということで、学校のパンフレットとかポスターの作成関係、生徒を広く集めたいということでの事業に780……、違いますね。ちょっとお待ちください。それだけで780万円ほどの予算を見ております。それから、特色ある教育活動推進事業、これはインターンシップとか、食の六次産業化とか、そういうような事業の内容になっておりますが、それに210万円ほどの予算。それから、地域産業振興として、地域と食を通じた連携活動だとか、全道の高校食彩フェア、コンクール大会参加だとかというような経費に充てているのが104万円。それから、キャリア教育、これは進路指導の推進関係で32万円、体育文化、農業クラブ補助事業130万円。これらを全部足していくと1,000万円を超える事業規模になるのですが、そのほかにも町の助成金だけではない負担金等もいただいている振興会でございますので、そのうち1,000万円を町からの助成金の中で運営をしているというような形で、町から1,000万円の予算を助成している状況でございます。

○委員長(後藤 勲君) 本多君。

○委員(本多耕平君) 十分理解はしたいと思えます。ただ、標茶高校の、やっぱりここに本町の、あるいはまた子供たちの教育振興を考えれば、標茶高校にぜひということは十分私も理解いたします。

ただ、今の説明の中で、推進事業、振興会のほうから来たものを丸投げといいますか、これだけかかるから行政で出してくれるということで、はいということで1,000万円にしているのか、ある意味で、この振興会との話し合いをしながら、自治体の果たす役割も十分お互いに理解し合いながら、丸投げで助成金を出しているわけではなくて、振興会についての話し合いは十分なされていますか。それだけお聞きしたいと思います。

○委員長(後藤 勲君) 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長(常陸勝敏君) 振興会との、毎年当然、総会、役員会等々開催されまして、その中で今年度の事業というものを組み立てされております。その中には、当然町のほうか

らも総会のほうにも出席をさせていただきながら、町の助成金も含めた中で、当然、標茶高校の振興という目的がありますので、そういう事業内容がどうなのかというのは当然吟味しながら協議をさせていただいて、それに見合う助成金という形で助成をしている状況でございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 119ページですが、ちょっと勉強不足で申し訳ないのですが、12節委託料の学校パソコン保守管理委託料とは、具体的にどういう仕事をしてもらって、お金を払っているのですか。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

委託料、学校パソコン保守管理委託料の内容でございますが、実は令和3年度までは、この予算、学校にある校内ネットワーク、パソコンの保守管理をメインとした委託料で計上をさせていただいておりました。令和4年度からは、ここに今スタートしているG I G Aスクール関係のネットワークが、別に学校のほうで整備されております。それらのネットワークの保守管理、それからG I G Aスクール、1人1台端末を進めていく中で、指導、研修関係も含めたサポート関係の支援、それらの委託料。それから、令和4年度につきましては、それプラス、この後、光回線が全町に網羅されるということで、現在、光回線が整備されていない学校が4校ほどあるのですが、そちらのほうのアセスメントをする、要は光回線が開設されたときにネットワークを再構築するという部分での委託料を含んだ部分で、2,000万円の予算となっております。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） おおむねわかるのですが、サポートとか支援とかというのは、保守管理委託料という費目とはなじまないのではないですか。このサポートとか支援とかというのは内容も含むのか。どんなサポートをして、どんな支援の仕方をするのですか。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

保守管理という名称にそぐわないのではないかとのご質問かなと思うのですが、研修、それからサポート、指導を含めて、実は保守管理を含めている業者さんのほうに、例えば使い方でどうなのかとか、1人1台端末も含めて、それぞれ教員によってもやはり習熟度が違いますので、それらについての研修、支援等も含めて、保守管理を行っていただいている業者にその部分もお願いをしようということで令和3年度もやっているのですが、令和4年度についてもその業者にサポートもお願いするというので、一括した保守管理の中での委託料という形で予算化をさせていただいております。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。ご質疑ござ

いませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、12款公債費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、13款諸支出金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、14款職員費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、15款予備費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款町税から21款町債まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○委員(類瀬光信君) 22ページです。観光使用料の中の自然公園塘路湖休憩施設使用料、それから多和平観光物産展示施設使用料、これが出ているのですけれども、先ほど歳出のほうで、それぞれの施設について委託料を払っているということを確認したのですけれども、これ、お願いしますよと委託している施設の運営者から使用料をいただいているということで間違いないでしょうか。

○委員長(後藤 勲君) 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長(三船英之君) お答えいたします。

こちらの部分の使用料につきましては、各事業者さんが自分の営業行為で使う部分の面積案分を出した使用料でございますので、自分たちの営業に係る部分ということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長(後藤 勲君) 類瀬君。

○委員(類瀬光信君) 考え方が難しいのかなと思うところがあるのですけれども、そこを使って営業というふうに考える場合とそうではない場合の区別というのは、何か基準が特にあるのでしょうか。

○委員長(後藤 勲君) 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長(三船英之君) 一応管理条例の中に使用料というところがございまして、営利を目的とする催物またはこれに類する使用については、料金を徴収しますというふうになってございます。

○委員長(後藤 勲君) 類瀬君。

○委員(類瀬光信君) そうすると、現在改修中の茅沼の観光宿泊施設についても、同じよ

うな考え方が当てはまると当然考えてよろしいわけですか。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

ただいまご質問のある施設については、管理を委託しているという状況であります。対比されました茅沼の施設については、指定管理という手法をとりますので、内容については異なってくるかというふうに考えております。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 43ページなのですが、4目の農林水産業の1節、この沈砂池緊急浚渫債、この内容をちょっと教えていただきたいのですが、そのことと下のほうの内水処理対策債との関わりはあるのでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えしたいと思います。

下の内水処理対策債について、お答えしたいと思います。残念ながら、沈砂池緊急浚渫債とは関係ございません。内水処理対策債につきましては、昨年この定例会の総括でもご質疑いただきましたが、内水処理対策の抜本的な見直しをということで、今年予算化させていただきました。歳出のほうでは、災害対策費のほうで3,236万2,000円をつけさせていただきましたが、そのうちの3,230万円につきまして、災害対策債ということで記載をさせていただきました。歳入の見込んだところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） 沈砂池緊急浚渫債、こちらのほうですけれども、農業用排水施設の維持補修事業の一環として、これは今までなかった事業として、令和2年度におきまして緊急浚渫推進事業債というのができまして、さらに令和3年度になってから、こういった沈砂池のほうも活用ができるというふうになりまして、今までこういったものがなかったものですから単費でやっていたというようなことなのですけれども、これは一応対象期間、令和6年までというふうになりますので、計画的にこういった事業債というのを活用しながらやっっていこうかなというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） これ、特に場所とか特定されているのですか。何かがあったときに使うというようなことでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

一応令和4年度の事業ですけれども、クニクンナイ排水路というところでやる予定でございます。令和5年、6年度も一応ルルラン地域のほうで、2つの明渠のほうで使おうというふうな形で今のところ計画をしているようなところでございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 18ページ、森林環境譲与税、昨年よりも700万円の増額になっておりますけれども、税のいわゆる増額された根拠、どうして700万円上がったのかということと、もう一点、私の記憶で、多分これ復興税との関係があったと思うのですけれども、時限立法だと思うのですけれども、復興税が廃止されたときから、この森林環境譲与税はどのような形でもって町に入ってくるのか、それをお伺いしたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

森林環境譲与税については、国から市町村のほうに交付されるもので、令和元年度から実施という形になっていると思うのですけれども、対する森林環境税については、令和6年度から納税義務者が市町村に納めると。個人住民税均等割と合わせて1人年額1,000円を徴収されるという形になっておりますので、ご理解願います。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） 森林環境譲与税、昨年まで2,600万円で、今年が3,300万円というふうになってございますけれども、これは段階的に都道府県と市町村で割合が変わっていくというような仕組みでして、最初が都道府県が2対、市町村が8ということで、その後1.5対8.5、さらに1.2対8.8、以降1対9というような形で変わっております。令和元年が1,200万円ほどでして、2年、3年が2,600万円ほどでございます。そして、4年、5年が今のところ3,300万円ぐらいというような試算でやっているような状況でございますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 私、お聞きしたいのは、どうしてその3,300万円という、いわゆる査定をされているのか。例えば、何か根拠があると思うのです。額の決め方ですね。率でなくて、3,300万円の譲与税が標茶に入っていますけれども、それは何を根拠にした計算の下に3,300万円の額になったのかということをお聞きしたいのです。

○委員長（後藤 勲君） 休憩します。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時14分

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

譲与基準ですけれども、私有林人工林面積が50%と、林業就業者数が20%、人口割が30%、この基準で配分されているというようなことになってございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 22ページの、先ほどの観光商工課長のご答弁を聞いていてちょっとわかりづらかったので、観光施設使用料、自然公園と多和平観光物産、これもう一度ちょっと、この使用料というのは営業に関わるとおっしゃいましたよね。その辺ちょっと理解できるようにお答えいただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

グリーンヒル多和につきましては、あそこでレストランですとか物販の販売をさせていただきますので、それに係る面積については使用料をいただくというふうにさせていただいています。それから、ぱるにつきましても、あそこでカヌーの営業をやっていますので、それに係る事務室の使用料ですとか、あと倉庫ですとか、そういう部分については使用料をいただくというふうになってございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第2条、継続費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第3条、債務負担行為について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第4条、地方債について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第5条、一時借入金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第6条、歳出予算の流用について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） 以上で議案第16号、一般会計予算を終わります。

次に、議案第17号、国民健康保険事業事業勘定特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から10款予備費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款国民健康保険税から7款諸収入まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第2条、一時借入金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、以上で議案第17号、国民健康保険事業事業勘定特別会計予算を終わります。

次に、議案第18号、下水道事業特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から5款予備費まで一括して質疑を許します。

鈴木君。

○委員(鈴木裕美君) 12ページの委託料なのですが、減額というご説明がありましたが、これは検針委託料、徴収委託料というのは、要するに件数が減少したために委託料も減額したという理解でいいのでしょうか。

○委員長(後藤 勲君) 水道課長・油谷君。

○水道課長(油谷岳人君) お答えします。

委員ご指摘のとおり、検針の件数が減少によりまして、その結果金額のほうも減少しているという理解でおりましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長(後藤 勲君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款分担金及び負担金から7款町債まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、第2条、地方債について質疑を許します。ご質疑ございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、第3条、一時借入金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、以上で議案第18号、下水道事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第19号、介護保険事業特別会計予算、第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から7款予備費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員(深見 迪君) 歳出のほうから質問します。28ページ。ちょっと状況を聞きたいのですけれども、あわせて答えていただきたいのですが、いわゆるショートと特養なのですが、これ、比較で予算増えています。これは、この間も質問したのですけれども……

(「今、保険事業勘定なので、深見委員はサービス事業勘定の質疑を」の声あり)

○委員(深見 迪君) 保険ですか。

○委員長(後藤 勲君) 入り過ぎてしまっているのか。

○委員(深見 迪君) 保険でないのですか。

○委員長(後藤 勲君) ちょっと待ってね。休憩します。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時22分

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から7款予備費まで一括して質疑を許します。

深見君。

○委員（深見 迪君） 歳入でいいですね。22ページ。これも……

（「歳出」の声あり）

○委員（深見 迪君） 失礼しました。間違えました。

○委員長（後藤 勲君） ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算の歳入、1款保険料から8款諸収入まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の歳出、1款サービス事業費から3款予備費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 失礼しました。

28と29ページ、一緒にいいのですが、ショートとやすらぎ園の予算が増えているのですけれども、これは前に説明していただいたベッド数というか、受入れ数、これとの関わりはどうなっているのでしょうか。

（「お答え……」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） ちょっと待ってください。

（「委員長、すみません」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） 手を挙げて。

やすらぎ園長・穂刈君。

（「常習者だ」の声あり）

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

まず、短期入所の歳出のほうですけれども、前年に比べて84万円ほど増えてございます。今ご指摘ありました入所者に関わる部分ではございませんで、まず職員手当、この部分については、令和3年度に夜間勤務手当、増額になっています。当初、夜間勤務手当は上がる前の額で予算づけしていたのですけれども、令和4年度は上がった額で予算づけしていますので、その部分で、ショートの部分では令和3年度よりかは総体で200万円近く増額になってございます。

それと、施設のほうですけれども、ここについては、前年度と比べて500万円ほど歳入のほ

うが増えていますが、ここについても施設の定員とは直接は関係してございません。今、短期で言ったように、夜間勤務手当、この部分が上がっていますので、その分で若干職員手当が増えている、そんな状況でございます。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 31ページの介護ロボット2台、これ、どういうロボットになりますか。

○委員長（後藤 勲君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

この介護ロボットにつきましては、介護員の腰痛対策に関わる部分で、パワードウェアという機器です。モーターがついて、電動で、装着すると重たいものを持ち上げるときにサポートしてくれる、そういった機械を新年度入れまして、介護職員の身体的負担の軽減、あと介護の業務効率化を図ろうかなと、そういう形で考えております。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の歳入、1款サービス収入から5款道支出金まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第3条、一時借入金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第4条、歳出予算の流用について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、以上で議案第19号、介護保険事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第20号、後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から4款予備費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 9ページですが、広域連合の保険料が上がっているのですけれども、これはどういう理由で上がっているのでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

後期高齢者医療制度の保険料の部分でございますけれども、一応令和4年度から新たな保険料の額に変わる部分と、内容的には、詳細については連合会のほうで保険料の額、それから医療費、給付費等の算定から各保険者に対して、これだけの保険料を徴収するというような指示がございますので、その辺の額が固まったので、こういったような上昇になったというふうに理解しております。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、歳入歳出予算の歳入、1款後期高齢者医療保険料から4款諸収入まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 6ページですが、普通徴収保険料が299万5,000円比較で上がっていますが、これは後期高齢者の2割負担に関わりがあるのですか。それとも人数が増えたのですか。

○委員長（後藤 勲君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

令和4年度から制度が変わるのは、自己負担で窓口負担が2割増えるという状況ですので、ここで言う保険料につきましては、その負担分は影響ないというふうに考えております。ただ、やっぱり75歳以上の高齢者が増えているという状況ですので、保険料も増えてくるというような状況だというふうに考えております。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、以上で議案第20号、後期高齢者医療特別会計予算を終わります。

次に、議案第21号、簡易水道事業特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から4款予備費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款分担金及び負担金から7款町債まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第2条、地方債について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第3条、一時借入金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、以上で議案第21号、簡易水道事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第22号、病院事業会計予算、第1条、総則から第8条、重要な資産の取得及び処分まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。ありませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君） ちょっとわからないので教えていただきたいのですが、6ページのキャッシュ・フローの関係で、他会計からの出資による収入1億587万1,000円。一般

会計予算書のほうにも載っているのですけれども、いわゆる病院に対しては負担金、補助金で約8億円行って、またプラス一般会計のほうからもう1億円行くということなのですから、こちら辺についてちょっとわからないので教えていただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君） お答えをいたします。

こちらの出資金の部分につきましては、地方公営企業繰出基準に基づくものでございまして、平成13年以前の企業債の元利償還金の3分の2、それから当該年度の建設改良費の2分の1、一般会計から繰り出しをいただくことが可能ということになっておりますので、その基準に基づいて算定した結果が、こちらの1億587万1,000円ということになりますので、ご理解いただければというふうに思います。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、以上で議案第22号、病院事業会計予算を終わります。

次に、議案第23号、上水道事業会計予算、第1条、総則から第7条、他会計からの負担金まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、以上で議案第23号、上水道事業会計予算を終わります。

以上で議題8案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時35分

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎散会の宣言

○委員長（後藤 勲君） お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日の委員会は散会することに決定いたしました。

なお、明日3月10日は午前10時に議場に参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

（午後 3時36分）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 菊 地 誠 道

年長委員 後 藤 勲

委 員 長 後 藤 勲

令和4年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録

○議事日程（第2号）

令和4年3月10日（木曜日） 午前10時00分 開議

付議事件

- 議案第16号 令和4年度標茶町一般会計予算
- 議案第17号 令和4年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
- 議案第18号 令和4年度標茶町下水道事業特別会計予算
- 議案第19号 令和4年度標茶町介護保険事業特別会計予算
- 議案第20号 令和4年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第21号 令和4年度標茶町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第22号 令和4年度標茶町病院事業会計予算
- 議案第23号 令和4年度標茶町上水道事業会計予算

○出席委員（10名）

委員長	後藤 勲 君	副委員長	渡邊 定之 君
委員	類瀬 光信 君	委員	長尾 式宮 君
〃	松下 哲也 君	〃	熊谷 善行 君
〃	鈴木 裕美 君	〃	深見 迪 君
〃	本多 耕平 君	〃	鴻池 智子 君

○欠席委員（1名）

委員 黒沼 俊幸 君

○その他の出席者

議長 菊地 誠道 君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐藤 吉彦 君
副 町 長	牛崎 康人 君
総務課長	齊藤 正行 君
企画財政課長	武山 正浩 君
税務課長	齋藤 和伸 君

管 理 課 長	齊 藤 昇 一 君
農 林 課 長	長 野 大 介 君
住 民 課 長	伊 藤 順 司 君
保 健 福 祉 課 長	石 塚 剛 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
水 道 課 長	油 谷 岳 人 君
育 成 牧 場 長	若 松 務 君
病 院 事 務 長	浅 野 隆 生 君
や す ら ぎ 園 長	穂 刈 武 人 君
農 委 事 務 局 長	川 村 勉 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 委 管 理 課 長	常 陸 勝 敏 君
指 導 室 長	秋 山 豊 君
社 会 教 育 課 長 兼	服 部 重 典 君
中 央 公 民 館 長	
会 計 管 理 者 兼	瀬 山 祐 美 子 君
出 納 室 長	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	中 島 吾 朗 君
議 事 係 長	中 嶋 禎 之 君

(委員長 後藤 勲委員長席に着く)

◎開議の宣告

○委員長（後藤 勲君） 昨日に引き続き令和4年度標茶町各会計予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員10名であります。

(午前 9時58分開議)

◎議案第16号ないし議案第23号

○委員長（後藤 勲君） 本委員会に付託を受けました議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号を一括議題といたします。

議題8案一括して総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

長尾君。

○委員（長尾式宮君）（発言席） 私のほうからは、3点質問いたします。

1点目は、春の熊の被害対策をとということでご質問いたします。

標茶町は、季節を問わず熊の被害のリスクの伴う地域でございます。特に、ここ数年はOSO（オソ）18という大型の熊の被害、主に牛が被害に遭っているわけですが、いつ人的被害が出るかもわからない状況でございます。

春の熊の被害対策をとということでございますけれども、春先というのは、一般に熊というのは冬眠しておりますけれども、そういった熊が穴から出てきて活動を始める時期で、おなかをすかせてうろろしている。あるいは子供を連れて歩いているということで、春先は特に人にとっては危険な状態なのかなというふうに認識しております。

近隣町村でも対策をとられているという報道がされておりますけれども、標茶町としては、年間通じての話ではあるかと思うのですけれども、特に今年度どういった対策をとっていくのかご質問いたします。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

春の熊の被害対策ということでございますけれども、例年、このぐらいの時期から5月くらいまでの期間、冬ごもりした熊が出てくるということで、本町でも熊の目撃情報というのは、このぐらいの時期から少しずつ出てきている状況でございます。これまで春先には山菜取りだとか、魚釣りとかで、特に山に入る機会というのも町民、町外の人も問わず多い状況でございますので、基本的にはホームページだとか、チラシの全戸配布だとかというようなことで注意喚起をしている状況でございます。

特に、1人での行動を避けるという部分と、あと山に入るときにはラジオだとか熊鈴だとかということで、人間がいるよというようなところをヒグマに知らせるというような行動をとるというようなことで、遭遇しない工夫をすること、それとあと家族に行き先を告げると

かというようなことを中心に注意喚起しているような状況でございます。

目撃があった場合なのですけれども、速やかに役場のほうに情報提供するように周知しているところでございますけれども、目撃があったときにはすぐに猟友会のハンターさんに協力をお願いして、職員とともに情報のあった現場のほうへまずは行きます。巡視を行って個体だとか痕跡等、情報収集を行っております。その収集した情報を基にホームページだとか、あとメールで、みるめーるという情報の配信だとか、あるいは出沒した近隣の農家さんだとか、造林事業者あるいは学校、保育園等にファクスや電話等で目撃情報を提供しまして、注意喚起をしています。特に、山に入る方、高齢の方もいますので、そういった方向けには、ここ二、三年ぐらい前からポスターで目撃情報マップを中心としたものを町の施設などに掲示して、注意喚起しているような状況でございます。

以上が一般的なヒグマの被害対策でございまして、OSO18の対策の部分でございすけれども、こちらの部分、新年度の事業をどういった形でというようなご質問でございすので、新年度の部分でございすけれども、まず令和元年の7月から家畜の被害がございまして、去年には厚岸町のほうも被害があったということで、これまで本町と厚岸合わせて57頭の被害がございす。問題個体だろうと言われていたOSO18というのが雄のヒグマでして、雄のヒグマというのが雌に比べて行動範囲がすごく広いということで、大体数百平方キロぐらいの行動範囲があるというふうに言われています。

そういったことから、昨年11月に北海道の釧路振興局が中心となりまして、「OSO18捕獲対応推進本部」というのを設置しております。そういったことで、本町、厚岸町の両町と猟友会あるいはヒグマの研究とかをやっている専門家の方とかが入りまして、捕獲といっても、痕跡だとか、そういった手がかりがないとどこにいるのか、広範囲に及ぶものですから、なかなか見つからない、捕獲ができないということで、まずは情報収集をやりましょうというふうになっておりまして、そういった部分で、情報収集の部分で言うと、町の広報紙の部分で昨年の12月と今年の3月はチラシを入れまして、全戸に周知しているところでございます。それとあと、町内の土木業者さんとかにもそういった目的情報、特にこの時期、雪の跡、足跡とかがつきやすいので、そういった情報収集のほうを依頼しているところです。あと、北海道のほうでは、森林室だとか、あるいは国有林を管理している森林管理署だとかにもそういった呼びかけをして、地域全体でそういった情報共有のほうを図っているところでございます。

具体的な4年度の本町のほうの取り組みでございすけれども、まずは専門家からは、もう少し情報収集の精度を上げたほうが良いというようなご意見をいただいております。まず樹木の、熊は木に背こすりをするというような習性がありますので、その背こすりの、ヘア・トラップということで、木にバラ線（ヘア）を巻いて、クレオソートがヒグマが好きな匂いでして、木にそれを塗って、そのヘア・トラップのネットワークということで、ヘア・トラップとそれにあわせて個体の特徴とかを判別できるようにセンサーカメラをちょうど見える位置に設置して、そういったものをネットワークということで20基ほど設置する予定で今のところは考えております。カメラのほうがなかなか風で草が揺れたりだとか、あるいはカラスだ

ったりとか、ほかの動物でも反応してすごい枚数スマホとかに飛んでくるものですから、今、獣種を選別できるというAIの仕組みがございまして、熊だけをスマートフォンに飛ばすというような、そういったクラウドシステムを新年度は導入して、より正確な情報収集に努めていきたいなというふうに考えております。

あと、防除の部分では、追い払い機を追加して購入したいなというふうに考えております。

そして、あともう一つが捕獲の部分なのですが、捕獲の部分、本町のほうで近隣の町村を含めてお借りしている部分で、今、8基ほど最大で熊の箱わなというのがあるのですが、専門家のほうからは、もっと運搬がしやすいような分割式のものでヒグマが行動する近くに設置できるようなものを購入してはどうかというような、そういったご意見をいただいております。分割式の箱わなも新年度2基購入する予定で考えております。

いずれにしても、情報収集を進めながら、少しでも捕獲に向けて取り組んでいきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 長尾君。

○委員（長尾式宮君） 再質問しようと思ったところまで丁寧に説明いただいたのですが、2点ほどお伺いいたします。

振興局主催で開催している連絡協議会、OSO18の追跡を趣旨としたものだというふうに伺いましたけれども、その後、そういった会合というのはペース的には毎月やっているものなのか、二月に1回なのか、定期的で開催する予定のものなのかお伺いしたいのが1点。

もう一つ、追跡調査で先ほどバラ線を張って、それにカメラをつけて調査をするというお話を伺いましたけれども、ちょっと話がそれるのですが、私、去年たまたまなのですが、道内の大学生、大学院生の方なのですが、熊の研究をしているという方がたまたま私の自宅のほうにいらっしゃいました。話を聞いたら、そういう研究しているという話で、何年前かに標茶にも来たことがあるのだというお話をしていました。その生徒さんのお話を伺うと、教授と一緒に山に入って熊の動向を調べると、そういったことをしているというふうに伺いました。私みたいな素人の者に見たら、随分危険を伴う、そういった調査もしているのだなというふうに思いましたけれども、連絡協議会でそういった実際に山の中に入っての調査、その生徒さんのお話だと1週間、10日ぐらい山の中に入るという話だったので、そういった調査というのは今後予定しているのかどうか伺います。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

まず、OSO18捕獲対応推進本部の開催状況でございますけれども、昨年11月16日に設置して1回目の会議をしております。その後なかなか全員で集まるというのが、コロナの関係もございまして、実は2月ぐらいに開催する予定ではありましたが、開催できないというような状況でございまして、書面だったりとか、あと、中心になっているのが振興局のほうでございまして、振興局の本部長さん、部長なのですが、本町にも厚岸にも密に足を運んでいただいて、連絡調整しているような状況でございます。

それと、もう一点ですが、山に入っての調査でございますけれども、OSO18の捕

獲の関係で言うと、専門家の方は現場のほうも確認しなければなかなか対策もできないというようなこともございまして、何度か現場を見ていただいた経過がございます。

ただ、なかなかこの時期、雪が残っている時期以前ですと、痕跡、足取りを見つけるというのが困難な部分ございますので、先ほど委員おっしゃられた大学生のように、山に入って何日もこもってとかというところと言うと、なかなかそこまではいっていないというところと、あと被害のあったところにも、なかなか餌にも執着しないというようなことがあって、そこからどこに行っているのかというところもなかなか状況としてはわかりにくいというか、そういった状況がございまして、まずはそういった捕獲に向けて情報収集というのを中心に今年もやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（後藤 勲君） 長尾君。

○委員（長尾式宮君） 次の質問にまいります。

2点目は、羊をふやし、観光の目玉にということでご質問いたします。

以前、農林課かな、育成牧場のほうだと思っておりますけれども、将来的には羊を1,000頭ぐらいまでふやしたいというお話を伺った経緯がございます。

そこで、私も標茶の観光スポットとして、多和平、ほかにもたくさんいいところがあるのですけれども、特に多和平というのは、いわゆるメディアにも出ておまして、景観のいい場所というところで、人気のあるスポットでございます。そういったところで羊を観光の目玉にしていくというのは、いいことではないかなというふうに思っているのですけれども、現状どのような羊の数であったり、あるいは育成する上での体制、そういったものがどういうふうになっているのか伺いたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） お答えしたいと思います。

現状の綿羊の今飼育している頭数をまず、2月末現在の頭数になりますが、繁殖の雌の羊で106頭です。繁殖の雄で12頭、あと今年生まれた子供で56頭、あと譲渡対象という肉として、販売する対象として1歳以上のものが24頭となっております、全体で198頭の頭数を飼育しております。育成牧場の飼養頭数としまして、現状の施設ですとか職員の体制、そういうものを考えたときに、現場としましては、現状では10か年の中長期目標の中に書かせていただいております繁殖の雌の羊で100頭前後を維持するという、この目標の体制を続けていくことが、今、限度ではないかなというふうに考えております。

○委員長（後藤 勲君） 長尾君。

○委員（長尾式宮君） 約200頭弱の羊が、今、育成牧場にいるというお話でした。肥育というか、育成していく上で人的なもの、あるいは設備的なものを考えると、200頭が限界なのかなというふうに理解しております。

ただ、今後、先ほども将来的には1,000頭までふやしたい、その言葉の中には、多分事業として成り立たせるには、やはり1,000頭ぐらいいないと採算のとれる事業ではないのかなというふうに私は理解していたのですけれども、今後、現状200頭弱、繁殖可能な雌を100頭維持していくのが当面の課題というふうにお話は伺いましたけれども、今後、例えば今いる200を

300、400にふやしていくに当たっての何か検討している策というのはございますか。

○委員長（後藤 勲君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） 育成牧場の綿羊の飼養の関係で、中で考えますと、今後、繁殖の雌100頭ベースですけれども、こちらのほうの生産性を上げながら、生体販売、肉販売の頭数をもっと確保していく、そういうことを実現できた、目標として持っているのですが、それが実現できたときは全体で300頭ぐらいの飼養頭数になるのかなと考えております。

あと、今、綿羊を飼養するに当たり、地域おこし協力隊の方の募集をしておりますが、ぜひ、綿羊飼養にすごく興味があって、標茶を好きでいてくれて、3年後には標茶に根差していただけるというような方を今探しています。その方に根差していただいて、将来にはその方が繁殖農場、どういう規模で計画されるかわかりませんが、そのように広がっていけばいいなというふうに私は考えます。個人の農場で聞いたところでは、最低でも150頭の繁殖雌が必要という、生産性ももっと高い目標があるのかもしれないですけれども、最低でもその数字ですので、そういう農場が1件、2件と増えていくと、標茶の観光だけではないかもしれないですけれども、標茶を訪れた方が牛だけではなくて、標茶は羊も結構いるのですねという話をしてもらえそうな町になるのかなと、私はちょっと考えています。

以上です。

○委員長（後藤 勲君） 長尾君。

○委員（長尾式宮君） 今のお話の中では、雌の繁殖個体は150頭ぐらいは維持していけるように頑張っていきたいというお話でございました。また、育成牧場だけではなくて、町内の農家さんで羊を扱うところがどんどん増えてくれればいいなというご意見もいただきました。私も思いは一緒でございまして、実は、今後、育成牧場だけでというのは、今そこに限ってのお話をしておりますけれども、標茶で羊をふやしていくに当たって、先進的にそういった事業を進めているところの専門家のお話を聞いてみるのもいいかなというふうに感じております。それは、我々議員諸氏も多分同じ気持ちではないかなというふうに感じております。

また、先ほど町内の農家さんでも羊をどんどん飼ってふやしていければというお話していただきましたけれども、端的に町の羊をふやすに当たっては、委託事業というのが必要なのかなというふうに感じております。特別今考えていることではないかと思うのですけれども、町内の農家さん、あるいは羊の育成に興味のある方に積極的に声をかけて、そういったものに取り組んでいただく、そういった方法も1つあるのではないかなというふうに感じております。

ただ、質問という形ではなくて、今あくまでも意見という形でお話ししておりましたけれども、今後、当面は100頭を維持し、目標としてはその繁殖個体を150にする。そういったところは確実性のある話として非常に理解しております。そういった中で、今後とも育成牧場の中で個体数をふやせるような環境、人的なものも必要になってくるかと思えます。人が少数、人手が足りないところでは、どうしても羊の管理というのは難しくなってくるかと思えます。

そこで1つ質問ですけれども、雌繁殖個体106頭、雄の繁殖個体が12頭ということですから

ども、単純にこういった中で繁殖を繰り返していく中で、いわゆる血が濃くなっていった、過去にどんどん個体が小さくなって、あまり大きくならなかったという話を伺ったことがあるのですけれども、現状ではそういった様子というのは確認できるのでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） お答えいたします。

近親交配の関係ですけれども、平成30年度にやはり受胎率の低下ですとか事故の多さ、あと体重の増え方がよくないですとか、そういうような課題の中で、過去平成13年から記録が残っている綿羊台帳をできるだけ整理して、血統を数値化しながら約2,800頭ほど整理を行ったという。ただ、綿羊、委託、いろいろ歴史がありますので、人間のやっていることで間違いとかいろいろあると思うのですが、そういう中でも、今、整理した中で、4つの群に血統を分けた中で繁殖を実施して、近親交配にならない体制をつくり上げているところであります、それを進めて3年目になりました。

ただ、やっぱり急には改善されない部分もあったり、予想に反する結果が出る場所もあったりもするのですが、それでも5年ぐらいかけて精査をしていけばもっと成績もよくなると、そのような見込みが立ってきております。ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 長尾君。

○委員（長尾式宮君） 最後の質問にまいります。

3点目は、シラルトロ湖の水草の調査、駆除をということでご質問いたします。

国道391号線を釧路に向かって走っておりますと、右手に広がるシラルトロ湖が見えます。その奥には現在はボーリングをしている憩の家かや沼等が見えているわけですが、大体6月ぐらいからだと思うのですけれども、夏にかけて非常にシラルトロ湖が真っ青、緑、湖の縁のほうが本当に目立つのですけれども、水草に覆われて本当に真っ青になる、そういった状況でございます。本来、自然環境で起こり得る事象であるので、手をつけるべきではないのかなというふうに私も感じておりますが、過去に、七、八年前の話だと思うのですけれども、新聞報道においてシラルトロ湖の水草から有毒ガス、腐敗臭のような臭いがするガスが発生し、それが水質を悪くしている、あるいはひいては釧路の水道水の水質に影響があるのではないかという報道を目にしたことがございます。私としては、シラルトロ湖、いつ通っても車がとまっていて、写真を撮っている方を見かけております。写真を撮ったり風景を眺めるには非常にいい場所なのだろうなというふうに思っております。

ただ、今後、観光スポットとして見た場合、湖の有効活用というものも検討していただければなというふうに考えております。そういった中で、現在の夏場にかけて繁殖する水草というのが発するガス、そういったものが魚をすみにくくしている、そういったケースはないのか、あるいは水草があることによって、今現在、漁業権設定はされていると思いますけれども、ほかに有効活用にするに当たっても、あの水草があることによって、なかなか実現しないこともあるのかなというふうに感じております。

そこで、水草、現在町として夏場を中心に繁殖するシラルトロ湖の水草がどの程度環境に影響を与えているのか、どこまで承知というか、把握しているのかと、あと特別今までそう

いった経緯がないのであれば、調査をした上で今後のシラルトロ湖の観光資源としての活用を前提に駆除も視野に入れていただきたいと思いますので、質問いたします。

○委員長（後藤 勲君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをさせていただきます。

質問がたくさんありましたので、もし漏れていましたら言っていただきたいと思いますのですが、多分委員おっしゃっている水草はヒシのことかなと思うのですが、よろしいですか。

シラルトロ湖のヒシの繁殖状況については、観光商工課でも気にしていたところでありまして、実は昨年8月にドローンを使用しまして、上空から繁殖状況を確認してございます。そのときは、ほぼ3分の1から半分程度はヒシで覆われているのかなという状況を確認できております。

お隣の釧路町の達古武湖におきまして、水生植物の保全・再生に向けた取り組みということが行われておりまして、そのときには根元からヒシを除去してしまうと湖底の泥自体が攪乱しまして、ほかの水草にも影響するというので、そのときにはエリアを定めまして、開花前、実をつける前に湖の上に出ている部分、葉の部分刈り取ることでヒシの成育を抑制できたというふうな報告は私どもも見ているところではあります。ただし、その報告書によりますと、刈り取りを実施したエリア以外のところは、水質が富栄養状態であって、ヒシがほかの水生植物に影響を与えている状態がまだ続いているというような話で聞いているところでもあります。

水生植物の生育環境につきましては、要因が複雑に絡むということでもありますし、全国的になかなか保全・再生に向けた取り組みが成功した事例は少ないとも聞いているところがありますので、そういう特有のリスクを踏まえた上での研究、対応が必要かなというふうには考えているところでもあります。

それで、釧路湿原国立公園を管理します環境省の釧路自然環境事務所なのですが、ふだんから情報をいろいろ共有しているのですが、このシラルトロ湖のヒシにつきましても、他の植物の影響なども含めて何かいい手がないか、打てる手ではないかということでは協議をしているところでございます。茅沼地区、茅沼観光施設ですけれども、今後もあそこの使い方としましては、自然体験、アクティビティーも展開していきたいと考えているところでございますので、今後も引き続き、環境省とか北海道、関係機関と協議しながらどうことができるのか、補助金があるのかないかも含めてやっていきたいというふうには考えているところでございます。

○委員長（後藤 勲君） 長尾君。

○委員（長尾式宮君） 達古武湖の駆除の件に関して言えば、私も新聞報道で拝見しておりまして、クラウドファンディングで資金を集めて、それで賛同していただいた方々に集まっていただいて駆除に参加していただく、そういった方式をとっているというふうには聞いております。水草、ヒシの実が大半だというのはないかなというふうには感じていたのですが、このヒシの実というのは、以前私、塘路の方に実をゆでたものをいただいて食べた経緯があるのですが、ヒヨコマメみたいな感じの見た目と味で、料理の仕方、調理の

仕方によっては、こういったものも観光に、特産品として扱えるのかなというふうに感じておりました。

そういった中で、本当にシラルトロ湖を3分の1から半分ぐらい覆う草は駆除するのが妥当かどうかというところも含めて、今、行政のほうでいろいろ検討しているところであるかと思えます。また、シラルトロ湖の塘路地区、観光開発、そういった部分でも非常に将来性のある場所でもございますので、今後さらなる検討を進めていただければと思います。

そこで、1点質問いたします。水草があそこまで繁殖するというのは、もしかしたらシラルトロ湖の水位、湖底が浅くなっているのかなというふうには、素人考えながら、水位が低いから浅くなって、ヒシの実というか、ペカンペが生えやすくなったのかなというふうに感じているのですけれども、実際シラルトロ湖というのは、水位が下がっている、だんだん浅くなってきているのかどうか、もし御存じであれば教えていただきたいと思えます。

○委員長（後藤 勲君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをさせていただきます。

水位の確認につきましては、環境省も含めてですけれども、数値的なものは持ってございません。

○委員長（後藤 勲君） 長尾君。

○委員（長尾式宮君） 終わります。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君）（発言席） それでは、質問いたします。

最初の質問は、一般質問で出ました2・4・5 T剤のことについて、主に副町長が答弁されたことなのですが、少しまだ釈然としない部分がありましたので、もう一度伺いたいというふうに思います。

1971年、ベトナム戦争が終結したときかな、これは駄目だということで、非常に猛毒のダイオキシンが入っているということで、除草剤に使っていたのですよね。それを全てやめて、問題になったのは1984年に愛媛県でビニールにくるんだだけで埋設したやつが流れ出したのですよね、放置して。それが大量に流出して大問題になって、国会でもいろいろ論戦もあったのですけれども。このことについて、今、標茶で、この間一般質問を聞いていましたら、50年以上も前に埋設されているわけで、危険ではないかということについて、あまりはっきりしたご答弁がなかったように思うのですが、どのように、本来であれば、林野庁に問い合わせ早期に実態を明らかにして、除去する道筋をつくるということが今すごく大事ではないかなと思うのですが、そこのところをちょっと答えていただきたいなと思えます。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

先日、渡邊議員からいただいた一般質問のやりとりの中で、私のほうから答弁をさせていただいたのですけれども、保安上の観点と、それから基幹産業への風評被害、そちらのほうに少し軸足を置き過ぎたのかなというふうには、それで至らぬところがあったのかなというふ

うに反省をしているところでもあります。

今、委員からご指摘があった部分でありますけれども、本町としての基本的な考え方というのは、林野庁が毎年定期的に現地を確認している、状況の変化等々について報告を受けている中では、変化が見られない、土中で安定しているものと思われるという報告をいただいでいて、それでここまで来ているというところでもあります。

その部分でさらに深く、では周辺の土壌調査等をしているかという部分については、私どものほうではそこまでの報告は受けていないというところで、そこに懸念が残るのであるというふうに考えております。その点については、今後その辺の実態がどうなのかということをおわせて、あるいは住民の皆さんの安心感を増すための措置というところで調査ができるのかとか、あるいは調査そのものが有効かどうかということもあるのでしょうか、そういったことをやりとりしていきたいなというふうに考えているところでもあります。

委員もご承知だと思いますけれども、埋設に当たっては、崩壊等のリスクの低い場所を選んで一定の深さを持って埋設をするということでやられているというところでありまして、私ども確認できているのは、埋設場所、有刺鉄線で囲んでいる部分の写真でしか判断はできませんけれども、その中で見る限りは、今言ったような大雨等の被害で崩れ去ったりとか、そういったことについては起きないのだろうなというふうに考えているところでもあります。

それから、ご質問いただいた部分についてはここまでだとは思いますが、せんだってのやりとりの中で、場所を確認していないのかどうかというようなこともありましたので、せんだって至らなかったという部分で付け加えさせていただきますと、林野庁のほう、営林署ですか、営林事務所のほうとも確認をしているのですが、国有林内であるので立ち入りには許可が要ります。関係者について現地にご案内することは可能であると。その中には町も含まれているというふうに思いますけれども、むやみに立入禁止区域、バラ線を張っている部分ですけれども、立入禁止区域に入ることについては、懸念である土壌攪乱等々につながるおそれがあるので、それについては禁止されていますよということになります。それで、図面上でも場所については知らされているというところで、今現在はその範疇である辺だなということではかわからないのですが、折を見てできるだけ早くに一度現地の確認はさせてもらいたいなというふうに考えているところでもあります。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） どのような埋設の仕方をしたのかということも、はっきりまだわかっていないのですね、そうしたらね。

今、国のほうで改めて全国4か所を抽出してその状況を調べているということは、危険なものなので除去しなければいけないという判断に至ったのだと思うのですよ。これ、当時の営林署の職員の談話も、私、見たのですが、「埋める場所の下流に住む人たちに害を与える可能性もゼロではないと思ったので、本当は埋設しないほうが良いという思いはありました。ただ、技術的にほかに方法がなく、やむなく後世に残す形になってしまったのです」と。それで林野庁は、いろいろ検討した結果、今、副町長がご答弁されたように、できるだけ人の目に触れることがないという理由で国有林の中に埋設することにしました。

ただ、実際、では国有林に誰も入らないかとかいうことを考えたら、必ずしもそうではないですね。結構入って山菜を取ったりキノコを取ったり、あるいはいろんな形で中に入ったりするわけですから、その場所をこの議場で明らかにせよということは私は言いませんけれども、今のところ安全だというのは違うと思うのです、50年たっているわけですから。しかも、どういうスタイルで埋設されているのか、何メートル掘って埋設されているのかということも、はっきりしていないわけですから、災害が標茶にないという保証もないわけで、そういう意味では早急に、国のほうで、今、調査段階だということなので、すぐには手をつけるというふうにはならないと思いますから、幸い標茶は他の場所と比べて、大体九州から屋久島の中にもあるというのですけれども、こういうところはすごく多いというのですね、1,000キロ単位から何百キロ単位。それに比べて、これは林野庁の報告で言うと標茶は9キロだという、そういう報告がされているので、それでも猛毒ですから、これは一日も早くどうするのだということ明らかにしてもらおうということをお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

埋め方については、せんだっての一般質問のご答弁の中でも申し上げておりますけれども、9キロの粒剤を缶に入れて、さらにビニール袋で密封をして、土中に埋めているという、そのように知らされているところであります。

また、国有林ということで、原則的には届け出をして入るべきものなのだろうなというふうに思いますけれども、委員ご指摘のとおり、入ることを完全にとめることはできる状況ではないということについては私も同様だというふうに思います。

それから、安全性については、営林署からの報告をもって了承しているというところでありまして、安全性がどうなのかということについては、正直わからないというのが一番正しいのかなというふうに思いますけれども、報告を受けてそれを了としているところであるというところで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

改めて申し上げたいのは、できるだけ速やかに町民の方々の不安を取り除くためにできることをやるということなのだろうなというふうに思っております。道内数か所の自治体が同じような状況にあるということも聞いておりますので、北海道の助言等もいただきながら、あるいはほかの自治体とも情報を共有しながら、そういった形の中で林野庁のほうに対策を求めていくということを考えているところであります。

ただ、基本的には今現状でやみくもに掘り返すことが、先ほど来申し上げている土壌の攪乱、空気中への飛散、そういったことにつながるおそれがあるというところで国は実証試験をしていると思いますので、対処するためのリスクというものが低減される、あるいはなくなる、できればなくなる、そういう状況の中で行われることが確保されなければ、なかなか完全撤去するというのは難しいのかなというふうにも思っているところであります。いずれにしてもベースについては、町民の皆さんの不安を取り除くことに努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 完全に撤去するのは難しいのかなと思っているというのは、それは副町長のご意見ですか。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 私見でございます。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 撤去してほしいと、安全に撤去してほしいというのが私の質問の趣旨なので、そのように受けとめていただきたいというふうに思います。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 今の時点の状況では、国の実証試験の結果が明らかになっていないという部分で、空中への飛散、土壌の攪乱による地下浸透のおそれが排除できない中では難しいのであろうというのが私の私見であります。

町としてのスタンスについては、町民の不安をできるだけ早く取り除くための努力をしていきたいというのがスタンスでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） これは国がもう50年以上前に、ネズミの研究で胎児の奇形がこれによって明らかになったということで、慌てて使用を禁止したと。一部はメーカーに返したけれども、どうしても返せない6割ぐらい、4割ぐらいですか、余った部分、処分方法がなくて、やむなくこういう形をとったと。さっきの現場の職員の話にもあるように、当時としては処分の仕方がはっきりしないので、埋めてしまえということで埋めてしまったということなので、ぜひこの点について言えば、できるだけ早くそういうものが標茶町から除去されるような、そういう要望をぜひ行っていただきたいなというふうに思います。

2点目の質問に入ります。

昔、私がまだ教員だったころ、カゴメのトマトケチャップの会社だったかな、もう数百本の苗が各学校に、そのときは希望に応じて無料で配付しますよということで、みんな下さいと言って、もらって学校で栽培したのですけれども、今、ゲノム編集トマトが出ているのですね。何か当麻町なんかでは、そのゲノム編集トマトが出て、あそこは有機トマトということで有名で、それでずっとやっていたのだけれども、このゲノム編集トマトが行き渡るようになって、実際に売られている種がどれがどれだかわからなくなって、交雑してしまっているか、あるいはそのおそれがあるということで、トマトの栽培自体をもうやめてしまったという町もあるのですね。

それで、そのゲノム編集トマトをめぐって、サナテックシードという会社なのですけれども、このゲノム編集トマトの苗の無償配付、これを今年は障害福祉団体に送ったのかな。来年は全国の小中学校に送りたいというふうに言っているらしいのです。それに対して、ある市民団体がこのゲノム編集トマトの苗がそういう形になっているので、受け取りますか、受け取りませんか、受け取らないでほしいというようなアンケートを179の市町村全体に送ったと。それをまず本町では、大分前に送ったと言っているのです、送られてきているのかどうか、

それも確かめたいというふうに思います。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

今、委員から質問あったゲノム編集されたトマトの苗が福祉施設、それから教育施設に無償で配付されるというようなお話で、それに対しての受け取らないでほしいという要望書になっておりまして、それについては市民団体のほうから町長宛て、それから教育長宛て、兩名一緒になった文書で届いておりました。実際、ゲノム編集されたというトマトの苗が配付されるというお話については、一切こちらはまだ情報がありません。この市民団体から届いた要望書については、ゲノム編集された云々というような中身で書かれているのですが、それについては受け取らないでほしいという要望書になっていまして、それが今年の12月にこちらのほうにも届いておりまして、12月いっぱいまでどう考えているかという回答を欲しいという文書であります。

ただ、教育委員会として実際どういうものを配ろうとしているのかとか全然情報がなかったものですから、そこについては今段階で回答は出していない状況でありましたので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それで、先ほど言いましたように、プロである、トマト栽培のプロ、当麻町は4トン、これはシシリアンルージュという品種なのだそうですね。ゲノム編集ですから、DNAを切断して異物を入れて、新しいシシリアンルージュギャバという品種にして、当麻町ではこれが出回ってきて、交雑したか、あるいはするおそれがあるということで、今まで4トンつくって販売していたものを一切やめたというぐらい危機感を持っているのですね。ましてや、小中学校で言うと、やっぱり遺伝子組み換えのそういう安全性がまだしっかり科学的にも確認されていないので、こういうものについては、もう既に179のうち40から50ぐらいの自治体が、うちは受け取りませんよというような回答をしているみたいなのですが、ぜひうちも、標茶もそういう、私がもって栽培しているときはそういうのはなかったですから、受け取らないというような意思表示をしていただきたいと思いますというふうに思いますが、いかがですか。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

実際ゲノム編集食品というのが技術的とか研究も進んできているのかなとは思いますが、実際その安全性については、まだ各所の評価も出ていないという状況もあります。今、委員からお話があったように、そういうものが、たとえ無償であろうが、学校現場に配られるというようなお話があった場合に、教育委員会としても食育に関して推進もしておりますが、安全・安心を基本としたところで推進しております。そういう中で、安全性が確証されていないものを配られるという中では、それを栽培して、例えば学校菜園等々で栽培したとしたら、実がなってそれを口にしてしまう可能性も当然あるかと思しますので、そういうようなことは避けたいと思いますので、実際本当に配ろうという話はまだ全然教育委員会にも

来ていませんが、今後については、学校現場にもこのような教育委員会としての考えをお伝えしながら、受け取りについてはしない方向で考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 3つ目の質問に入ります。

障害者雇用促進法ですが、これに基づいて本町も雇用安定を図る取り組みを進めているのかどうか、雑駁ですが、伺いたいと思います。

（「委員長、ちょっと付け足していいですか」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） どうぞ。

○委員（深見 迪君） これ、障害者雇用率、いわゆる法定雇用率ですよ。これ、定められていますよね。これは一定数以上の労働者を雇用している企業や地方公共団体を対象にというふうに出ていますよね。それで伺ったのですけれども。

○委員長（後藤 勲君） 休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時02分

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 大変申しわけございません。

障害者の雇用の促進等に関する法律第40条の規定に基づいて、本町役場、事業所として法定雇用率2.6だと思いますが、令和3年8月、昨年8月ですけれども、本町は3.76で法定雇用率2.6を上回っているということで、これは公共職業安定所に報告をさせていただいている状況でございます。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それで、この促進法による障がい者の範囲なのだけれども、手帳を持つ人、それから精神障害者保健福祉手帳を持つ人のうち、症状が安定し、就労が可能な状態にある人というふうに一定程度その範囲が定められているのです。そのほかに、この人たちが算定の対象だよという以外の人たちで、精神障がい者で統合失調症や躁鬱病、てんかん、その他云々という、いろいろ鬱病とか出ているのですが、手帳を持つ人以外の雇用なんかも、これはパートも含めて本町では考えてというか、雇用をしているのかどうか、ちょっと聞きたいのですが。

○委員長（後藤 勲君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） これまでの経過で申し上げますと、例えば最近でいきますと、他の自治体で採用の公募の条件で障がい者枠というのが近隣の自治体でもあるかと思います。ちょっと細かい条件設定はわかりませんが、この率といいたまいますか、この法律の趣旨に基づいて、そういった方々を公募の要件として募集をしている自治体も、周辺で見受けられて

いるところでございます。

本町の例でいきますと、現時点でというか、これまではそういったことでうちのほうはそこの方々からということはしておりませんで、一般の採用の中で採用された方がそういった障がいを持たれていたという方がいたというのを教えていただいて、その部分を雇用率として報告してきたというのが事実でありまして、その方々の公募条件にそういった方々を採用としてきたというのではないというふうに認識しているところでございます。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） そうすると、さっきの率からいっても、それから、言ってみれば障害者雇用促進法における5つの措置ということがあって、雇用主はこういうことに努力しなさいよというようなものがあるのですけれども、本町は、そういうことについても割ときめ細かにその人たちの立場に立って雇用促進に努めているということでもよろしいですか。

○委員長（後藤 勲君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） その法律の中で障害者活躍推進計画を定めなさいというのが市町村にありまして、これに基づきまして、令和2年3月になりますが、本町のほうでは障害者活躍推進計画というのを定めまして、「障害者の雇用及び活躍を推進することを目的として次の通り計画する。」というのが、これは雇用促進法第7条の3で定められておりまして、それに基づいて計画を策定し、そういった方々が労働環境ですとか、そういった体制整備に取り組む姿を計画として定めて、事業所としての計画として定めているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 積極的な取り組みかなというふうに評価したいと思います。

最後の質問です。

最後の質問については、憩の家の問題なのですが、私はこの数年と言ったら大げさになるかな。再三この憩の家の建設については町民の要望や町民の声を聞いて意見を反映すべきではないか、ぜひそういう機会を持ってほしいという提案を何回か本会議でもしました。でも、簡単に言ってしまえば、ご答弁は、意見を聞くつもりはないと、アンケートもとる気はないという答弁でございました。それはどうしてなのでしょう。普通こういう「町民の財産である」なんていう枕言葉がついて憩の家かや沼ということは今までずっと何十年続けてきたわけなのですが、どうして意見を聞くつもりはないという、アンケートもとるつもりはないという、そういう考えに至ったのでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

いろんなところで誤解があるのかなと私はずっと思っていました。憩の家かや沼につきましては、私、町長になってすぐ引き継いだわけですが、非常に大変な状況で引き継いだのだらうなというふうに、皆さんも十分ご承知な状況の中で引き継いで、結果として皆さん御存じのような経営破綻せざるを得ないような状況になってしまった。その中で、多くの方から署名をいただいたり、一日も早く再開していただきたいとか、その後も町議選の前に多くの

議員さんが私のところに来て、憩の家の再開をしなければ私たち選挙で戦えないと、そうやって言う議員さんもいらっしゃいました。

そんなことを受けながら、実際には、かや沼を弁護士さんをお願いしながら破綻処理をしていたのですが、その中でも町が再開の意向があるのだったら、できるだけ早くそちらのほうに手続を踏んでもいいですよということをいただきましたので、それで皆さんに、今、可能な範囲で皆さんの希望、できるだけ早く再開していただきたいという希望でありました。そして、町民が多くの方が望んでいたのは、今までと同じような使い方をしたいというのが私は根底にあったと思うので、一番町が財政的な負担も極力少なくしながら開始する方法は何かということを経営部で協議しながら今回の、これまでの経過に至って、その中で環境省の補助事業の見込みが見えてきたということも踏まえて皆さんに提案して、その中で。

ただ、かや沼は倒産しましたので、やはり私としては負の遺産になってしまったと思っています。そこを何とか、やはり負の遺産をプラスに持っていくには、それなりに強力な応援者が必要だったり、いろんなことも考えながら、例えばたまたまこれまで縁があった世界的に有名な建築家の方であるとか、デザイナーの方であるとか、そういった方の協力もいただけるということも踏まえて、町民の利用を最優先にしながら、さらにそういう外の方、標茶のやはり貴重な観光資源だと思っていますので、そこで町外から標茶に来ていただく、そういう拠点づくりを両方の視点から目指す。共存するという形を目指すためにという方向性が見えたので、皆さんに基本計画をお示しして、どうですかということをご提案させていただきました。

その結果、皆さんからは全会一致で基本計画着手していいですよという方向性をいただいて基本計画をつくらせていただいて、私はそれが一番ベースにあると思っています。その段階で皆さんから、いや、違うのだ、町長言っていること違うから、もっと違う考えで、もっと町民の意見を聞くべきだとか、そういったご意見があれば、その時点では軌道修正ができたのかなと思っています。ただ、基本計画をしっかりつくっていただいて、それを皆さんが了解して、全会一致でいただいたので、私はそう思っていました。ごく一部に予特の段階では反対したという議員さんはいます。でも、本会議では実は賛成しているのですよ。それで私は全会一致だと言っています。

それを受けて私は今まで、町民の意見もいろいろ聞いています、それを最終的に決めるのは議会だと思っていますので、議会の意見が一致したのでそういう方向で行きましょうということによっていますので、その方向性がその時点で違えばいろんな選択肢はあったと思いますが、それで、その時点で議会で決定していただいたものに関して、改めてそのことに関しての町民の意見を今その時点では改めて聞かなくてもいいのではないですかということによっています。

ただ、そのことを何か私が町民の意見は全て聞かなくていいのだと言っているように置き換えて発言している方がいることが、私は非常に残念だなと思っています。そんなことはないです。いろんな方の意見を聞いていますし、いろんな方、私の町長室に来て、いろんな提案していただきますし、話もしていただいています。私はそう思ってやっていますので、誤

解のないようにしていただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 私、佐藤町長が最後に1,000万円の提案をして、そして、あのときの憩の家を何とか存続させると、あの状態で。その後、改修の問題とか出てくるかもしれませんがけれども、努力されているのを知っています。私は全面的にそのときの町長の1,000万円の提案を支持していました。

それがどうして今、何か意見が合わないような状況になったかということなのですが、基本計画についても反対の方もいましたし、多くの方は賛成しましたが、私も賛成しました。それはなぜかという、基本計画だから、町長がどんな考えでいるのか、それをまず知らなかったら、あれは基本計画出る前ですからね。どんな考えでいるのか知らないまま進めるわけにいかないから、まず基本計画の予算を通して基本計画をつくってもらおう。ところが、その基本計画に基づいて出てきた計画が、あまりにも私の考えや私自身が接触しているいろんな町民の方の考えと食い違っていたものだから、その後の実施計画からは私は反対をずっと続けてきたのですよ。

だから、誤解はしていない。誤解はしていないのです。だって、町長あのとき、憩の家が破産することを食いとめるために、必死になっていたではないですか。それで、とりあえず1,000万円というのを出したではないですか。私はもう当然だと思って、それは賛成したわけですよ。だけれども、否決されたのですよ、それは。本当はそのことについてどう思っているのかも聞きたかったですけれども、それは、そんなこと言っていたらもうわけわからなくなってしまうのでやめますけれども、その後、だから、そういう意味では決して町長の考えというか、そういうことに全く頭から反対していたわけではないし、一日も早く憩の家を再建してほしいという願いも私の中にはありました。

その後、突如としてと言ったらおかしいけれども、意見を聞いてほしいと、「町民の意見を聴く会」を持ってほしいということに対して、昨年、26、27日、3回、午前午後に分けて3回、私は27日の夜に参加したのですが、この役場主催の憩の家かや沼の改修に係る「町民の意見を聴く会」の開催、申込先が観光商工課観光振興係というふうになって配られました。この開催は、今まで本会議場では意見を聞くつもりはないよと言っていたのに、この開催に踏み切ったのは、どのような目的を持ってこの聴く会の開催が行われたのか、それを聞きたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 私は、町民の意見は決して無視しているわけではなくて、町民の中から意見を聴く会を開催していただきたい、さらに、その意向を受けて、議会ですできるだけ早く開催しなさいという意向を受けましたので、私はそれを尊重して開催させていただいたということでございます。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） この「町民の意見を聴く会」の開催に踏み切ったときは、もう既に基本計画だけではなくて、もう固まってしまって、憩の家の建設内容が固まった時点でもう

行われたわけでしょう。私たちが、私が要望していたのは、本会議場でも質問していたのは、みんなの意見を聞きながら、どんな憩の家がいいのかということをつくり上げていこうではないか、そういう提案のつもりで聴く会を設けてほしいと。

しかし、この聴く会の時期というのは、既にもうほとんどが決まった後で行われたのではないですか。だから、私がここでどのような目的を持って行われたのかという質問をしているのですけれども、げすな言い方をすれば、ガス抜きかというような感じがしないでもなかったのですよ。真摯に町民の意見を聞いて、それを反映させる余地はなかったのではないですか、もうあそこまで固められていたら。その点はどうですか。

○委員長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。時期については、町民の方々が、例えば要請をした人たちが時期を決めて議会宛てに要請書を出したのです。私どもがそれをセットしたわけでもなくて、これまでの経過の中で、基本計画があって、実施計画があるというスケジュールは、皆さんご承知のとおりだと思うのですよ。基本計画があって実施計画に着手しますよという、そのタイミングは皆さんもご承知だと思いますので、私があえてその時期に町民の意見を聴く会をぶつけたわけでも何でもございませぬので、またそこも誤解されているのかなと思って、大変残念に思っています。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 時期の問題なのだけれども、私、再三再四、実施計画ができる前に町民の意見を聞くつもりはないかとか、アンケートをとるつもりはないかというふうに質問しているのではないですか。それを町長は、答弁の中で拒否したではないですか。それと今回ののはどういう関わりがあるのですか。やっぱり町長が、形はどういう形になるかわからないけれども、私は一歩下がって、せめてアンケートでもというような質問もしたのですよ。それはしないと、聞くつもりもないという答弁をされたではないですか。あのときに町民の意見を聞いていれば、もっと有意義な憩の家の建設計画に入れたのではないですか。どうですか。

○委員長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） どの時期でについては、議会からそういう意見があるというのは十分承知して、私、答弁していました。その段階では、先ほども同じ答弁になりますけれども、町民の意見の声も十分聞いていますし、方向性についても、町民の利用もこれまでどおりの、例えば宴会、それからレストラン、入浴についても今までと同じような形で実施できるという方向性もやりながら、さらに外からの利用も可能とするというような形で、やはり町民の利用と町外の利用も共存共栄できるような形で、さらに今の施設をしっかりと改修していただきながら、予算のこともありましたので、新築だとすごい金額になってしまうということも想定できましたので、さらに環境省の補助事業も有効に活用できる、いろんなことの方が見えているので、その段階で町民の意見も十分反映されているというふうに私は判断しましたので、その時点で議員の皆さんから何人か意見があったのは十分承知をしていますが、その時点では議会の皆さんで決めていただければ、町民を代表する議員の皆さんがそれぞれ

意見を持ってここで最終的に方向性を決定するというふうに私は理解していますので、改めてその場で町民の皆さんのアンケートとか、そういったものは必要ないのではないかということ判断させていただいています。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） わかりました。多分委員長もこれ以上やったって同じだろうと思っているのではないかと思うので、この点についてはやめたいと思うのですが、それは町長がそう思い込んでいるだけであって、現実はこのぎりぎりに行われた7月の意見を聴く会でも十分いろんな意見が出たではないですか。だから、そういう点では、町民の意見を全部とは言わないけれども、ほとんど吸い上げて町民が納得いくような形にしているのだというふうに思っているのは、私は思い込みでないかなというふうに思います。

それで、私、ずっと不思議に思っていて、聞く機会もないので今日聞いて終わりにしたいと思うのですが、役場が「町民の意見を聴く会」を持って、その場面に理事者と並んで議長、副議長、総務経済委員長が説明者側に座っていたのです。私、会場へ入ってびっくりしたのですけれども、町民が町の意見を聞く場所に、何で議長、副議長、総務経済委員長が並んで座っているのかということなのですが、これは町長がそういうふうに言ってああいうスタイルにしたのですか。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

会場の配置については、こちらのほうでやりましたので、私のほうから答えさせていただきますけれども、意識したのは、請願の文面に町と議会と一緒に町民の声を聴く会を、聞いてほしい、聴く会を設けてほしいということがありましたので、町と議会、同じ立場でお話を聞くのがよろしいだろうということで一緒に並んで聞いてもらう形をとりました。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 一般的には二元代表制ではないですか。町民は町理事者の意見を聞きたいと、意見を聞いてほしいと、町理事者にとということなのに、どうして議会の要職の方があそこに並んでいるのか。あの人たちの役割は一体何だったのか。発言も答弁もしていませんでしたよね、あのときね。僕1回しか出ていないから、ほかの会ときはわからなかったけれども、それはちょっとおかしいのではないかなというふうに思うのですけれども。あんなの初めてですよ、今まで。町民が理事者の意見を聞くときに、議長が前に並んで、副議長も総務経済委員長も並んで、何であの場所にいるのだという、今でも不思議に思っているのですけれども、何か意味があったのですか。

○委員長（後藤 勲君） 休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時31分

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

深見君。

○委員（深見 迪君） 総務経済委員会で請願を可決して出しました。総務経済委員会で可決して出したのは、「町民の意見を聴く会」を開きなさいと。開いてほしいということに賛成したわけですよ。普通は「町民の意見を聴く会」というのは、理事者に、町に、町民の意見を聞いてもらうというスタイルでしょう。私は、そう思うのです。総務経済委員会を通したから、総務経済委員会が最後まで関わらなければならないということではなくて。

（何事か言う声あり）

○委員（深見 迪君） ちょっと待って。でしょう。

（何事か言う声あり）

○委員（深見 迪君） 私は、あのときの町民の意見は、とにかく町に町民の意見を聞いてほしいと、そういう会を持ってほしいということだったのだと思いますよ。

（「議会と町にね、それは」の声あり）

（何事か言う声あり）

○委員（深見 迪君） それは解釈違いますか。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

ちょっと請願の文面が今手元にないので正確に読み上げることはできないのですが、先ほども申し上げたとおり、町は議会と一緒にだったかな、議会は町と一緒にではなかったと思いますけれども、一緒に町民の声を聞いてほしい、聴く会を設けてほしいということが書かれていたと記憶しております。それについて委員会、議会で願意妥当というお話で可決されましたので、それでは相談の結果なのですけれども、町と議会と一緒に話を聞く場を設ける、設けなければいけないということになりました。

並びについては、座席位置については、いろいろなご意見があろうかと思いますが、スタートと一緒に声を聞かなければいけないというところでもありますので、町民と対する形で町執行部、それから議会の代表の方というような形で配席をしたところでもあります。どういう意味があるのかというのは、それ以上でもそれ以下でもありません。ともに意見を聞くというスタンスで会場を配置する中ではそれが一番いいだろうと、あのときには考えた結果であります。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 最後に発言して終わりますけれども、町というのは、この憩の家の問題について提案・執行する立場なのです。提案・執行に対して、では議会がそれをどういうふうに判断するのかというのは、これは議会はまた違う。これ、二元代表制の原則ですよ。

それで、当日の様子見たってわかるではないですか。町民は誰に向かって質問していましたか。町理事者に向かって質問していたでしょう。誰が答えていましたか。議長、副議長、総務委経済委員長、答えていないですよ。町長や副町長が一生懸命答えていた。あの姿を見たって、明らかではないですか。私は、そこのところはやっぱり議会のとるべき立場として、

きちんと分けて二元代表制の原則を守るような形でやるべきだったなというふうに今でも思っています。いろいろ何か後ろから意見とかありますけれども、あれは違う。現実の姿、私3回のうち1回しか出ていないからわからないですけれども、私が出た場面では、町民は誰に向かって質問したのか、意見を言ったのか、誰が答えたのかというのは、はっきりしていたのではないですか。だから、そういう意味では、3人の議会出身の方が並んでおられたというのは、やっぱり異様だなと私は思いました。

意見ですから答えは要らないですけれども、意見を述べて終わりたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 委員ご指摘のとおり当日の会場内でのやりとりについては主に町のほうでありましたけれども、数は少なかったですけれども、議会に対してのご意見もあったというふうに記憶しているところであります。

そういうことで考えると、やはり請願の文面に書かれていた町も議会も一緒に町民の声を聞けという、そういった請願の趣旨を踏まえたあの配席というのは決して間違いではなかったのではないのかなというふうに私は感じているところであります。

○委員長（後藤 勲君） 休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午後 0時56分

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君）（発言席） それでは、何点かについてお尋ねします。

まず、町道の補修についてであります。

12月定例会において、財源不足等を理由に町道の維持補修が遅滞することはないかということをお聞きしました。町民のライフラインだということはもちろんですけれども、基幹産業における輸送路としての重要性に鑑みて、必要な維持補修が遅滞することはないという旨を答弁いただいております。

ただしかし、11月の大雨によって、町道の損壊が複数箇所あったわけですが、応急処置のまま越年しております。凍上や融雪水で損壊箇所が拡大あるいは融雪水によって土砂が側溝を目詰まりさせるなどの被害拡大が懸念されるところです。年内に補修を完了していれば、冬期工事に必要な養生費を含めても、補修経費が圧縮できたのではないかというふうに考えております。

また、公共工事の減少によって経営の苦しい小規模の土木業者にとっては、年末に一息つく貴重な収入になったのではないかなとも思います。

こうした小規模の工事に関して、町内の経済状況なども勘案しながら、速やかな発注をすべきではないかなと思います。いかがですか。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

昨年11月には3度の大雨がありまして、大雨といっても、雨量上、災害に達するような雨ではなかったのですけれども、大雨がありまして、道路については路盤の流出とか路肩の決壊など、多数見られたことは事実でございます。

ご質問の内容の年内に全て完了したほうがよかったのではないかという部分につきましてですけれども、残っている部分につきましては、被災箇所を確認したところ、道路崩落などの特段緊急的な危険性が低いと判断しております。その中で、委員ご指摘のとおり、年度末工事の少なくなっている時期に経済的な効果として早期に補修するという考え方もございますが、原課の判断といたしましては、その先の時期に真冬の工事となることや、また、どうしても翌年以降に張り芝など残る工種もございますので、その部分を考えると、被害が拡大しないように応急対策を実施して、工事は新年度に実施することを選択し、新年度の予算として補修の予算を計上させていただいたところでございます。

また、工事費についての増額ですけれども、重機輸送費とかの部分で考えると、応急的にやった部分と、また新たに工事するときに運ぶことになったりするので、2回の輸送費がかかったことによる増額等が考えられます。ただ、冬期施工による防寒対策とかの部分と差し引きいたしますと、実際に差額を計算したわけではございませんけれども、さほどその差は少ないものと考えておりますので、ご理解願います。

○委員長（後藤 勲君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） いずれにしましても、行政経費、行政に係る経費、行政サービスに係る経費というのは、費用対効果はもちろんですけれども、なるべく圧縮していかなければならない、そういう意識をしていかなければならないものだと思いますので、あまり冬期の工事と、それから応急処置プラス、改めて工事発注することに差はないということではありますけれども、そこら辺、最少の経費でそういったことが達成できるように今後も努力していただきたいと思いますし、土木関係の特に小規模の業者さんのほうの仕事というのは、そう多くはないわけで、そういったところの多少の配慮というものも今後念頭に置いていただければよいかなと思います。

次の質問に移ります。

指定管理者の変更に関する手続について伺います。

皆さん御存じかと思っておりますけれども、標茶町クリーンセンターの指定管理者が昨年4月1日から変更されております。複数年契約での変更なわけですけれども、このことが町民の生活に影響を及ぼすというようなことはないのかどうか、また、債務負担について議決している議会への報告等は必要がないのかどうか、それについて伺います。

○委員長（後藤 勲君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

クリーンセンターにつきましては、指定管理ではなく、5年間の長期契約によるものでございまして、一般的な行政契約という範疇でございますので、特に会社名が変わったということでの契約変更はしておりません。一般的にクリーンセンターの契約において、そのこと

で町民の方にご迷惑がかかるということはないというふうに判断しております。

○委員長（後藤 勲君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 指定管理ではなく一般契約だということで、すみません。そこは私の誤認であります。

そうすると、全株式を新しい会社買い取って、社名も変わっているということになるのですけれども、それに伴うもろもろの手續というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

令和3年4月から前社名が株式会社三井E&Sエンジニアリングという会社名から、株式会社の株式譲渡がされたことでJFEエンジニアリング株式会社ということで、三井E&Sエンジニアリングについては100%子会社になったというふうな通知を受けているところでございます。一般的な商取引の中では、会社がその組織を変更するに当たっては、会社はその前後を通じて同一人格を有するというようなことが解されていますことから、本町としては、会社名が変わったことで内容等も特に変更ございませんし、中に存する従業員等にも変更はなかったことから、それは通知等をもって登記変更を確認した中で対応しているという状況であります。

○委員長（後藤 勲君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） お答えの中にはなかったですけども、そうすると指名業者の届け出であるとか、あと物品納入業者の届け出であるとか、そういったような一般的な町への届け出だけで、それは問題がないということかと思えます。

それで、そうすると、ちょっと私、指定管理者の変更に関する手續についてということで聞き始めておりますけれども、現在、施設が完成していない状況で指定管理者に選定され、協定を締結している任意団体については、これは新たに法人格を有するという点や構成員に変更があるのではないかということ、さらには現状で運営方式とか運営実績とか、そういうものが決まっていなかったりするわけで、クリーンセンターとは明らかに状況も、それから指定管理者であるということで条件が異なってきます。これ、法人化された時点で再度議決が必要だと考えるわけです。そして、この点については、昨年、指定管理者を決定した際にも法人化された時点で再度議会に諮るという答弁を町のほうでされておりますけれども、その方向性については変更はありませんか。

○委員長（後藤 勲君） 管理課長・齊藤君。

○管理課長（齊藤昇一君） 私のほうから、指定管理の選定委員会を所管しているということで、そちらのほうからお答えをいたしたいと思えます。

委員、今質問された内容については、公の施設の指定管理につきましては、自治法上の中で、設置目的を達成させるために、各自治体の条例に定めるところにより、法人その他の団体に公の施設の管理をさせることができるということになっておりまして、その条項の6項では、地方公共団体は、指定管理者の指定をするとき、議会の議決を経なければならないと

ということになっております。それで前回もその手続をとったわけですが、今回、今指定されている茅沼の関係だと思えますけれども、その団体においては、今後、法人化するということになっておりまして、その時点で議会の議決において決議すべき事項というものがあつて、その中に指定管理を行わせる施設の名称ですとか、それから指定管理者となる団体の名称、それから指定期間などを決議すべき事項ということになっておりまして、指定管理者となる団体の名称の変更ですから、再度変わった時点で個人の団体から法人ということで人格が変わりますので、当然そこは議会の議決を再度経た上で再度指定を行うという必要があると考えられます。

○委員長（後藤 勲君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） わかりました。

まだ施設の名前も決まっていまして、いつ完成するとかということもだんだん不透明になってきております。法人化も、今回一般質問で確認させていただきましたけれども、今のところ予定ははっきりしていないということでしたので、関心を持って私この件について見ていきますので、よく本日の議決が必要な件であるということについて……

（「一般質問で、さんざんやってるって」の声あり）

○委員（類瀬光信君） 皆さんも記憶にとどめていただければよいかなと思います。

○委員長（後藤 勲君） ちょっと待ってください。類瀬君、一般質問であなた、やっているよな。茅沼の関係な。

○委員（類瀬光信君） 茅沼の。

○委員長（後藤 勲君） やっているのだわ。

○委員（類瀬光信君） 指定管理のことで。

○委員長（後藤 勲君） だから、それ、カットしてくれ。

○委員（類瀬光信君） 今、だけれども、僕、茅沼と言っていないですけれども。

（「指定管理者一般の」の声あり）

○委員（類瀬光信君） 茅沼と一言も言っていないのですけれども。

（「指定管理の一般の」の声あり）

○委員（類瀬光信君） 指定管理一般について聞いているので、意識し過ぎだと思います。

○委員長（後藤 勲君） 茅沼に入らなければいいのだけれども。

○委員（類瀬光信君） いいですよ。

○委員長（後藤 勲君） うん。

○委員（類瀬光信君） というわけで、そのようにルールにのっとった形で今後も指定管理者の選定等、行っていただければよいと思います。

次の質問です。

標茶町育成牧場の中長期計画についてであります。

その前に、NOSA Iが北海道で1つの団体に統一されます。4月1日以降統一されて、その体制で業務が始まるわけですけれども、統一の方向性が、統一の内容が発表されてから現場の獣医師、それから改良に携わる授精師等に大量の退職者が出ておりまして、NOSA

I 北海道ひがしのエリアで言うと、獣医師の4月1日時点での不足数というのは17名というふうになっています。

そこでお尋ねしますが、標茶町育成牧場では地元でそういった組織があつて、獣医師とか職員とかいろんな方がいるということで、積極的にNOSA Iの診療であるとか、それから改良というのを利用してきたわけですけれども、こういった事情で、NOSA Iの方に伺うと、かなりいろんなところにやはり影響が出てしまう、こうおっしゃっています。今まで開業の方との契約とか、そういったことをせずにNOSA Iの機能の維持に努めてきた牧場にとっては、結構痛手となるのではないかなと思うのですが、そこに対する対応というのは何か考えておられますか。

○委員長（後藤 勲君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） お答えいたします。

農業共済団体についてのご質問でございますが、法に基づいて設置されている農業共済団体は運営に公的支援を受けていることから、運営コストの提言やガバナンスの強化等の課題の対応策として、国から1県1組合化を検討するよう指導されてきた経過があります。このような経過から全道5組合で協議を行った結果、全道1組合化として令和4年4月1日に合併し、北海道農業共済組合として事業を進めることとなっています。

そこで、4月以降の診療体制の影響についてなのですが、委員ご案内のとおり、合併に伴って開業された獣医師も複数人いらっしゃいますし、全道的な動きでもあるということでお聞きをしております。

その欠員をカバーするために、夜間当番の工夫、緊急の診療に向かったとき電話番対応ですとか、そのような中の工夫など試行を行ってきていると。その結果、現在のところは影響がないと判断しており、4月以降の体制についても行っていけるというふうに判断していると聞いております。仮に町内の診療所で人員が不足する事態が発生したときには、虹別や近隣の弟子屈など、別な診療所と相互の応援体制を組んでいくことでカバーするなど、今、配置されている獣医さんで組合員さんの診療体制に影響を与えないよう運営していくということでもあります。

また、全道一本化への移行に当たり組合員に不安がないよう、情報提供もあわせてしているというところでありますが、当牧場の体制も獣医師、授精師ともに変更ないということでお伺いしております。

また、重要な業務を担っていただいております。今後もしっかり情報交換を行い、事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（後藤 勲君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 欠員が生じるということは、ちょっと動かしがたい事実なのだそうですねけれども、いろいろな診療所間の協力体制をもって組合員に影響がないようにというふうに聞いているということでもありますけれども、今後さらにその状況が悪化することもいろんなところで予想されておりますので、民間の開業獣医師であるとか、それから改良に携わる授精師であるとか、そういった方への業務の依頼ですとか、そういったことについても今

後考えていくべきかと思います。平時から有事のことを考えていかなければ、実際に急にそういった診療なり、改良なりに影響が出る場面が来たときに、間に合わないことになりますので、ぜひ、まだ影響がない、あるいは少ないですよという時点からそういったことについても研究を進めていただきたいと思います。

育成牧場については、あと中長期計画についてもお伺いしたいと思います。

公共牧場の運営については、さまざまな考え方があります。ただ、共通しているのは、酪農家のための牧場であること、それと費用対効果を意識することであると思います。中長期計画に基づき機械や施設、さらには草地改良への投資が進んでおりますけれども、それらの計画を考える基本となるのは、預託規模であると思います。現在の預託頭数については、何を基準に上限を設定しているのかお伺いします。

○委員長（後藤 勲君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） お答えいたします。

預託規模の基準としましては、特に冬になると思うのですが、現在あるこれまで建設されてきた畜舎を最大限利用する、利用できる頭数ということの考え方ではありますが、TMR給与をすることが基本的な餌の給与方法になっているのですけれども、牛がTMR給与の際にきちんと並んで採食できる、そのスペースをちゃんと確保できる、それが最大頭数という考えで、冬場2,500頭という数字を設定しております。

○委員長（後藤 勲君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） つまり、いろんな要素はありますけれども、畜舎、器であるというふうに今の答弁、理解させていただいたところです。

北海道公共牧場会によれば、道内の公共牧場中、20の牧場が通年で預託の事業を行っております。そのうち標茶町育成牧場を含む12の牧場では、常時1,000頭以上を飼育しております。そういった規模の預託牧場において、収支に最も大きい影響を与えるのは、飼料の購入費であります。一般的には、これらの1,000頭以上預託を受けている牧場、道内の他の公共牧場の場合、飼料費というのが30%から50%の間であります。

せんだって総務経済委員会の報告に標茶町育成牧場の飼料費の購入額が出ておりましたけれども、それによると全体経費に対する飼料費の購入というのは23%です。これ、私が調べた限りでは、12の公共牧場、通年で預託を行っている牧場のうち、最も低い、そういう金額です。つまり、どういうことかということ、限りなく黒字にできる、黒字体質の牧場であるということが言えます。そして、そのうち粗飼料の購入費がその半分にも満たないという点、これも注目しなければならなくて、民間の預託牧場の場合ですと、粗飼料の購入というのは100%外部からの購入ということが全く普通です。珍しくも何ともないです。要するに、そういう状況で成立して利益を上げられるのが預託という、そういう事業であるということになります。

そうすると、標茶町育成牧場の場合、非常に黒字化できる、そういった要素をもともと持っている牧場だということが言えますので、その点について、今後、安定的にそういった粗飼料の購入等ができるような、そういう周辺の酪農家、地域内の酪農家との打ち合わせが行

われているかどうか、そういった自前の粗飼料以外の粗飼料購入について現状で不安がないかどうかということをお尋ねします。

○委員長（後藤 勲君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） お答えいたします。

粗飼料の購入費についてなのですが、現在の飼養頭数からいきまして、自給粗飼料を確保しながらも購入粗飼料を購入しなければ運営としてはできない状況なのですが、確かに昨年の干ばつ、この近辺の収量は、収量自体はそんなに落ちてはいないという結果は出ていますけれども、オホーツクですとか十勝のほうではかなり餌が足りないという状況、そして餌の購入の引き合いが多いということ、価格の上昇も含めていろいろ情報を受けておりますが、実際のところ、これまで購入させていただいた農家さんも収量が減ったということで、ちょっと去年のように餌をお売りできませんというふうに言われた農家も確かにございます。

そのような中でありますが、令和2年度、3年度でそれまでの反省も生かしながら、牛にやっぱりひもじい思いをさせたくないという職員の努力がありまして、かなり在庫量を、今、確保しながら運営をしております。不安がないと言われれば不安はある状況です。ただ、しっかりと餌の確保に向けて努力はしていきたい、しなければならぬと思っております。

それに加えながら、配合飼料の高騰、肥料の高騰も11月の予算査定の時期からもう情勢が本当に変わってきています。先が見えないような状況です。不安がないと言ったらうそになりますが、できるだけ情報を集めながら努力をしたいと思えます。

○委員長（後藤 勲君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 本当に酪農を取り巻く情勢のこの変化というか、厳しさを増していき、その環境の中で、幾ら黒字の体質を持っていると言いつつも、やはり苦勞する部分、多いことと思えます。

そこで、私は、中長期計画の中で料金の見直しというものを牧場では行ったわけですが、要するに、料金のことですが、町内の利用者というのは、例えば町内に点在する夏期放牧だけを行っている地域の共同牧野に入れられないという方、それから、もともと標茶町育成牧場というのは弥栄地区の共同牧野を併合してできた牧場ですから、そういった地域の方の夏期放牧というのは、それぞれ受け入れていかなければなりません。その部分については、やはり地域の共同牧野と同じ放牧料金というものを、それに近い料金で運営していくことが必要だなと思うわけです。

ただ、町外、それから道外から牛を預けてくる方というのは、これは単純に預託したいということです。放牧をしたいとか、それから少し料金が安く上がるからとか、そういった方が皆無ではないですが、ほとんどの方は、例えば放牧をすとか、放牧の料金を設定しているとか、そういったことは預け先として選択する理由にはなっていないわけです。そうすると、夏場の放牧料金をそういったよそから来る牛にも適用しておりますけれども、このところは夏冬一律の預託料を徴収して全く問題ないのではないかなと私は思います。

ただ、先ほども申しましたように、町内についてはそういった過去のいきさつとか、それ

から現在の事情とかありますので、なお、夏期の放牧料金というものは町内の方に関しては残していく、それは必要があるだろうと思います。よそからの預託牛の料金、ここのところを考え直すだけでも経営的には随分と好転するというか、プラスに働いていくものと思うのですが、この点についてはどのように考えますか。

○委員長（後藤 勲君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） お答えしたいと思います。

道外、道内の料金の関係でございしますが、考え方としましては、今、町内の方より50円多く夏も冬もいただいていると。運営経費を負担していただくという中では、基本的には変わらない。その中でも50円多く負担していただいて、使用料の中でできるだけ運営していけるように努力をしながらやっているわけですけれども。さまざまな歴史というか、長い年月、牧場を利用していただいている団体でございしますし、これまでの経過も私以上に相手方はわかっているのかもしれないですが、現在の経費負担の考え方、それを今変えるという、その考えは今のところありません。

○委員長（後藤 勲君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 確かに、損か得かとか、そういったことで割り切れるような関係性でないところも多いと思います。今、私申し上げたことについては、一つの参考の意見として今後何かのときに拾っていただければと思います。

牧場に関してもう一点ですが、同僚委員の質問にもございましたけれども、綿羊の生産を振興するというで条例を整備して、それに基づいて投資もし、それから人員も確保しということであるわけですが、その条例整備される際、それから牧場の中長期計画が立てられる際にも申し上げたのですけれども、今現在、繁殖、それから肥育まで一貫で行っている場所のことについてであります。

要するに、預託牧場として牛、後継牛を育てる、育成するというのが、メインの牧場なわけです。それで、羊と牛の間にはヨーネ病、それからプリオン病、それと悪性カタル熱と、どれも治療法のない、そういった共通の病気というのがありますよということをお知らせしてきました。特に、悪性カタル熱については、羊が持っている羊が発症することはなくて牛のみ発症するという、そういううちの悪い病気です。

よって、今の牧場の綿羊を飼育しているエリアがさらに拡大して行って牛との距離が詰まっていくということは、これはやはりリスクが大きくなっていくと。そのことについてはもちろん認識されていると思いますけれども、それでもやはり綿羊の生産振興をこれから進めていくという中で、方策として、場長がお答えになっていたように繁殖用の母羊を牧場で主体的に生産し、それを新規に綿羊農家として就農される方や、現在、羊について学ばれている地域おこし協力隊員の方、そういった方に羊をお分けして、要するに分散して生産をしていくという、そういったことも描いていらっしゃるように私は受けとめました。

ぜひ、そういった牛と羊を一緒のエリアで飼うということのリスクについてしっかりと認識を深め、その上で民間における綿羊の生産事業というものについて牧場がどういった力を発揮すべきかということ、そのことを考えていただきたいと思います。

近親交配の話なんかも出ておりましたけれども、基本、牧場の今の母羊というのは、プレ・サレ焼尻という焼尻島で生産された血統が多数を占めています。町内で民間で繁殖、一貫生産されていた方も同じ血統であります。弱点として、生産性がちょっとほかの綿羊、一般的なものよりも低いという弱点を持っています。平均1.7頭くらいの産子が期待できるところ、プレ・サレ焼尻の血統ですと1.3ぐらいに落ちるといって、そういう特徴がありますので、牧場としての努力だけでなかなか生産性を高めるということは難しい部分もありますけれども、畜産試験場とか、そういったところからの別系統の種の導入などによって、じっくりと年数をかけて焦らずに改良を進めていっていただきたいと思います。そうすると、個体を大きくしようとして、今、交配を進めているフライスランド種の子供を育てるために必要な乳量というのが必ず生きてくることになります。それと、雑種強勢によって生存率が上がるという、1代限りですけれども、そういう効果も得られるはずなので、そういったところの研究をしっかりと綿羊振興に取り組んでいただきたいと思いますが、どうでしょう、参考にさせていただけるでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） お答えいたしたいと思います。

委員ご指摘のとおり、フライスランド種の導入を進めて、今、生産個体数も伸ばせるような形で鋭意努力を続けているところでございますが、担当とも話はしているのですが、やはり新たな系統、雌の羊の導入はそのうち必要だということで私たちも認識しておりますので、今後とも勉強しながらですが、努力を続けたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 最後の質問です。

○OSO18についてであります。

依然として根本的な解決の糸口がつかめていないOSO18についてであります。駆除と並行して防除、それから牧野衛生の徹底による被害の出にくい牛群づくり、それから被害を受けやすい妊娠後期の牛の利用について考える。さらには、駆除に当たって熊の情報というのをより多く集めて研究するべきではないかと、そういったことをずっと提案したり質問したりしてきているわけですが、本日、同僚委員の質問に答える中で、そういったことのほとんどの部分、答えていただいておりますので、それについてはお聞きしませんが、牧野衛生の徹底による被害の出にくい牛群づくり、これは熊対策ということももちろんありますけれども、そもそもよい後継牛を育てていくための一つの方法でもありますし、それから妊娠牛がなぜ襲われやすいかというのも、この牧野衛生に由来するところがあります。小型ピロプラズマによるタイレリア症を、妊娠後期の牛というのは免疫が低いですから、貧血を発症しやすいわけです。そうすると、寝込みでなくても、生きていて、普通に歩いている状態でも襲われるような、そういう弱々しい状態であるということです。ですから、そういった牛の利用を利用者に一考していただくとか、そういったことも被害を未然に防ぐ、それから被害額を少なくするという点では必要ではないかなというふうに思うわけですが、その点について何か町としての考えはありますか。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

牧野衛生の徹底による熊の被害を受けにくいような牛群だとかという部分でございますけれども、基本的には、健康な牛に比べるとやはり疾病だとか、あと病気、けがにかかっている牛というのは襲われる可能性は高いというところでございます。

そういった部分については、今までも町のほうでNOSA I等と協力した中で、自防協とかが中心になってそういった疾病対策をやっているわけですが、昨年より自防協のほうで協力していただいている防疫アドバイザーとともに、またそういった対策を研究して、リスクの少ない飼い方というのをまた引き続き研究していきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（後藤 勲君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） ぜひ熊対策ということだけではなく、そういった放牧によって後継牛を育てる上で、野外で育てるという上で大切なことというのが牧野衛生ですから、その点についてはアドバイザーも交えてぜひ研究していただきたいと思います。一番町内で被害が目立っている茶安別地区の牧野の中に、牧野衛生を徹底したことによって明らかに熊の被害とわかるものがなくなったという牧場も現実に御存じでしょうけれども、そういった例もありますので、ぜひそういったことは参考にさせていただきたい。

なおかつ、道の結局施策になるわけですが、熊の総数の管理計画というものについて、いろいろ議論が始まっていると思います。そして、釧路管内からは春熊の駆除を許可するという要望なども道のほうには出ていたと思うのですが、そういったことの進捗状況、進み具合というのはどの程度になっているのでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

北海道ヒグマ管理計画の部分になるかと思うのですが、現在行っているヒグマ管理計画の1期目が今年の3月末で終了するというので、4月1日から令和9年3月31日までの5年間、今、ヒグマ管理計画ということで北海道のほうで策定を進めているところでございます。この間、2度ほど町のほうに、そういった意見、照会等が来ているような状況でございます。

続いて、もう一点、春熊駆除ということで、「ヒグマ対策技術者育成のための捕獲」というような事業のことかなと思うのですが、こちらの部分については、なかなか今、若手でヒグマを撃てるという人がいない、少なくなっているというようなこと、そして捕獲従事者の減少が進んでいるというようなことで、将来的な人材不足ということを懸念して、平成28年から全道域を対象にして実施している状況でございます。

本町のほうでも、今年も実は3月3日、そして2週間置きに3月については3回やる予定で進めているところで、また4月のほうも、これは5月20日までの期間でございますので、定期的に猟友会のハンターさんに協力していただきながら進めているようなところでございます。

(「終わります」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員(本多耕平君)(発言席) 若松場長、お疲れのようですので、最後に質問させていただきます。

4点について私のほうから質問いたしたいと思います。

現在、コロナウイルスという非常に感染力の強いウイルス性のことで、いわゆる現在、医療、医学が進んだことによって、ワクチンによるウイルスあるいはまた細菌との闘いの中で人類は勝ち続けているわけでありますけれども、本町においても、まさに予防接種あるいはまた予防接種ワクチンによって、いろいろな感染症が防がれていることは事実であろうかと思えます。

しかしながら、今、私がここで1点申し上げたいことは、本町の健康を守る中で、いわゆる住民健診あるいはまた脳ドック等々の補助つきの中で町民の健康を守ってきておりますけれども、ここで1つ私はお聞きしたいのですが、予防注射によって防げる病気がまだまだ本町に限らずあるわけでありますけれども、1点申し上げますと、いわゆる帯状ほう疹が予防注射によって防げないものかということを実はお聞きしたいわけであります。

帯状ほう疹は、幼い子あるいはまた老若男女問わないで発症するわけでありますけれども、特に思春期の子供たち、あるいはまた老人の方々の帯状ほう疹は、なかなか発見が遅れるということが多いというふう聞いております。出る場所が上半身に多いというようなことから、なかなかその実態がつかめないということで、実は私も何回かかかったことがありますけれども、帯状ほう疹の症状というのは湿疹から始まるということで、なかなか発見がしにくい。私の知っている方でも、老人の方が発症して、治療が遅れたことによって、外傷はとれたけれども頭の中にまだ残っているということで、その方は亡くなりましたけれども、帯状ほう疹で亡くなったわけではないのですけれども、亡くなるまで時々頭痛がしたとか、あるいはまた一ご老人の方は左の腕が帯状ほう疹によって上がらなくなって痛くなったとか、あるいはまた若い思春期の子供たちは脇の下に出たとか、大変なご苦労というか、発見によって重症化してくるということがあります。

そこで、保健福祉課長にお聞きしたいわけですが、本町において帯状ほう疹の予防注射というものが現実にできるかどうか、まずそこからお聞きしたいと思うのですけれども。

○委員長(後藤 勲君) 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長(石塚 剛君) お答えをいたします。

町立病院でワクチンの接種ができるかということでございますが、ちょっとあやふやな記憶で申しわけないのですけれども、実際、接種自体は、町立病院というところが町内のいろいろなワクチンの接種を担っております。過去に1例だけ個人の方が帯状ほう疹用のワクチンを打ったという事例は聞いております。ただ、それが町立病院で打ったか、もしくは釧路のとか、ほかの医療機関で接種したかというところは、まだちょっと確認はできておりませんが、

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 実は、私、全く医療関係は無知でありますので、先般ふれあいのほうの保健師の方にもいろいろお聞きしたわけでありましてけれども、いわゆるよく言う子供の水ぼうそう、これと類似するウイルスですということをお聞きいたしました。したがって、帯状ほう疹は完全なる感染症ということになる、ならないについては、まだ私も理解できませんというようなことをちょっと保健師の方はおっしゃっておられましたけれども。しかし今、課長がおっしゃったように、実は私も何人かの方にお聞きしたり、釧路の病院へ行ったりいたしますと、帯状ほう疹の予防注射ありというふうに出ております。

ただ、これが実に高額でありました。1回3万円というところもありましたし、8万円というところもありましたし、10万円というところもございました。そして、その中で、これの抗体といいますか、何年、何か月ぐらい効くのでしょうかということ、ふれあいセンターでは、まだ学術的にはっきりとその成果といいますか、何年抗体ができていくということは言えないけれども、書類の中では3年から10年ぐらいという、それはまだはっきりしていないのですけれどもという実はコメントをいただきました。

でも、町民の中には、確かに1回3万円で、2回打たないと駄目だよということですから、6万円も10万円もかける、これはつらくてできないというような方もいらっしゃいますし、これがもし本町でやっている脳ドック、これは本当に町民の皆さんが、素晴らしい医療の中での助成をいただいているということは喜んでおります。それもまた住民健診をした方ですよというようなことも含めてなっているかと思うのです。

どうでしょうか、町長。かなりの町民の中にもこの帯状ほう疹が出る方がいるというふうには私も知っていますし、聞いています。そんな中で、この帯状ほう疹、当然、任意になろうかと思えますけれども、前段申し上げましたような3万円も5万円も8万円もということについては、大変な負担ではないかと思えます。したがって、何らかのこれの、帯状ほう疹に対する予防注射に対しての助成、補助を考えられないか、お答えをいただきたいと思えますが。

○委員長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えします。

まだちょっと状況がよくつかめていませんので、ここですぐに開始するとか、そういうこともちょっと言えませんし、どのくらい町民の方にその病気で苦しんでいる方が実際にいるのかとか、その辺も調査をした上で、では実際にどういう形が一番いいのかとか、その辺含めて研究させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 私も前段申し上げましたように医療、医学については無知であります。ただ、そういう患者さんがいるということと、町民の健康を守る立場から、ぜひご検討をしていただければと思います。

もう一点、保健福祉課長にお伺いいたします。

明るく住みよいまちづくりの中に薬物、これについては、ぜひ本町からなくそうというこ

ともあろうかと思えます。ご案内のように去年はできませんでしたが、過去数年、町内での大麻撲滅運動ということで、地域会あるいはまた行政、各関係機関が集まって、いわゆる大麻の、自然に生えている大麻を除去したことは御存じだし、ご案内のとおりであります。したがって、今回はなかなか本町の事業の中にも大麻除草とか何とかという言葉が一つも出ておりませんし、予算化の中にも見えてきてはおりませんので、確かにコロナ禍ということでの事情がありましようけれども、大麻というのは、ご案内のようにあの種は雑草と同じですから、気候変動といいますか、様子が変われば10年たっても20年かかっても、また芽が生えてくるわけですね。

以前、私は質問の中で、あのときは松本課長だったと思うのですが、引き抜くことも大事だけれども、除草剤を使つての方法はないかということでお聞きをいたしました。当時、課長は検討してみますということですから、それを引き継いでいるか引き継いでいないかわかりませんが、今回この大麻の除去についてどのようにお考えでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

ただいまの委員のご指摘のとおり、ここ数年、コロナの関係で実際、事業は行われていない状況であります。ただ、道のほうの主催と申しますか、協力の下、抜いている状況でございますが、まだ新年度に向けての動きについてははっきりしていないところですが、関係機関が集まって集団的にやるという状況にはなっていませんが、個別で町民の方からここに生えているというような情報提供をもらった中では、職員が向かって抜根しているという状況もございます。私ども、必要に応じて抜根しているのですが、その限界があるというところですが、委員ご指摘のとおり何らかの形で実施はしていこうかなと思っています。

ただ、除草剤の件につきましては、大変申しわけございませんが、私ちょっと認識不足でございまして、除草剤を使つてのという状況では知識を持っていないところでございます。ただ、生えているところが農家さんの畑ですとかございますので、原野ですと可能性はあるかもしれませんが、畑、農地に除草剤をまくということ自体がどのような影響があるのかというところは研究しながら、私自身勉強させていただきたいなと思っています。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） いろいろな方々のいろいろな経験の下の中でいわゆる大麻の除去が行われてきているわけですが、ぜひこれは継続的にやっていただきたい。前段申し上げましたように、環境が変わればその種は20年たっても30年たっても出てくるわけですから、やっぱり息の長い体制をきちっととっていただくことと、今、課長おっしゃったように、これは戦前、戦中の、いわゆる大麻を栽培してそれを利用したということの、その名残であるわけです。したがって、畑にあるということよりも、住宅、牛舎周り、その家畜の堆厩肥のところの古いところに出ているのが主なような気がいたします。しかし、今、農家ではその堆厩肥を散布するわけですから、課長がおっしゃったように当然、農地にも出てくるわけです。したがって、今ある意味では特定された地域になってあろうかと思えますけ

れども、当然4月に入りますれば多分連合会なり地域会なりの全町的な集まりがあろうかと思えますけれども、特定の地域に呼びかけることだけではなくて、全町的にどのような繁茂しているかということもぜひ町のほうでつかんでいただいて、全町的な取り組みをお願いしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。答えはいいです。

次に、ニューホーム推進協議会のほうに実は今年も130万円、いわゆる予定されております。振り返りますと、多分このニューホーム事業は、もう30年も40年もたつのではないかなと思うわけです。当時、農家にお嫁さんがいないということで、いろいろな角度から花嫁対策をつくって、今では立派にお嫁さんが来て、2代目、3代目になりつつあるような農家もごぞいます。しかし、近年、このニューホーム協議会の動きがどうもよくわからない。したがって、いずれにしても130万円の給付をしているわけですから、負担金をしているわけですから、どのような対策をとっているのかお教え願ひたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 農業委員会事務局長・川村君。

○農委事務局長（川村 勉君） 標茶町ニューホーム推進協議会の事務局を担当しておりますので、私のほうからお答えしたいと思います。

これまで農業者後継者対策といたしまして、交流の場を設けるといふことで各種交流会を開催していたところですが、昨年度に続き令和3年度におきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から関西方面へ出向いての交流会は中止とさせていただきますが、昨年度と同様に今年度においては、12月から1月にかけて関西方面をメインとしたオンライン交流会を実施しております。

実施に伴いまして、婚活を専門とされている講師の方に来ていただきまして、オンライン婚活講座を実施しております。内容としましては、スマートフォンなどの機器の操作を含めオンライン交流の仕方や会話のポイントなど、青年たちの魅力を発揮できるような研修に取り組みました。オンライン交流であります、後継者の男性5名と、それと応募による女性2名の参加がございました。その後もオンライン交流が順調に続いたことから、小規模でございまして、標茶町に来ていただく交流会「ふれあい交流 i n しべちゃ」を感染予防対策を万全にしながら2月23日から27日までの5日間で実施いたしました。結果、1組が交際を始めたという報告をいただいております。

新年度におきましても、このコロナ禍を見据えた中ではありますが、基本的には対面による交流をメインとしまして、開催時期も含めた中で参加者の意見を聞きながら、このような「ふれあい交流 i n しべちゃ」などの関西方面に出向いての各種交流会を積極的に実施していきたいと思っておりますので、ご理解願ひします。

以上でございます。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 今、局長より非常に、数は少ないけれども、まだこのような事業を継続しているということに安心をいたしました。

ただ、今のお話では関西方面ということでありましたね。当初から関西方面が主だったと思うのですけれども、私も個人的なあれですけれども、関西だけではなくて全国に向けたよ

うな、そういうネットワークを持ったようなことが、今の時代ですから多分スマートフォンか何か私、わかりませんけれども、そういうものを活用しながらぜひ今のような、1組しかできなかったということでも、素晴らしいことだと私は思うのです。本町にとっての基幹産業の後継者にそのような素晴らしい方ができるということはいいことです。ぜひ今後もこのような取り組みは継続的に、もっと自信を持った予算計上をしていただいで本町に力を与えていただきたいと、このように思います。よいしょでないですから。

最後になりました。実は多くの方から綿羊事業について質問がありました。場長、お疲れでしょうけれども、私もちよっとお付き合いを願いたいと思うのです。

私は、この綿羊事業については、昨年もこの総括で実は質問をさせていただきました。今年3年目になるわけでありましてけれども、去年も綿羊事業についてのこの予算のあり方ということについて質問いたしました。それについてはご回答いただきました。したがって、今年度の1,400万円の使途内訳について、まずお聞きをしたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） お答えいたします。

綿羊事業に係る予算1,410万7,000円でございますが、これの853万8,000円分が地域おこし協力隊の報酬、その他車両の経費、また、募集経費、それら住宅経費などの協力隊の経費になります。ほか556万9,000円、こちらのほうが消耗品、耳標ですとかバリカンの刃、それらですとか、あと飼料費、主には綿羊哺育の委託料、あと負担金としては北海道めん羊協議会の負担金ですとか、友の会の負担金、それらになっております。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） ありがとうございます。そこで、これから何点か質問するわけですが、まず1点目は、施設管理のあり方についてお聞きしたいと思います。2点目については、飼養管理、いわゆる餌をやるほうの飼養管理をお聞きしたいと思います。3点目には、飼養を扱うほうの管理のあり方についてお聞きしたいと思います。4点目は、いわゆるブランド品としての販売の問題についてお聞きしたいと思います。

まず、第1点の施設管理のあり方についてお聞きいたします。

実は私も毎年、育成牧場のほうにはお邪魔をし、実態を見させていただいております。先日もお邪魔をして、場長と係長にご案内をいただき、つぶさに現場を見させていただきました。先ほどの長尾委員の質問の中にございました頭数はもう聞きませんが、ただ、その施設の問題であります。非常に手狭といいますか、極端に言えば飼料保管庫、機械保管庫、その倉庫を利用している、いわゆる畜舎ですとか、その中が、確かにマニュアルができていて、係長が私にマニュアルを見せてくださいましたけれども、飼養管理についてのマニュアルを見せていただきましたけれども、マニュアルはありますけれども、施設の問題であれば非常に難しいというふうに私は判断してまいりました。手狭である、狭いというふうに私は実は考えてまいりました。

と同時に、飼養のほうでいきますと、あの狭いところで群ごとに羊を飼っておりますけれども、非常に狭いために、確かに群ごとに囲ってありますけれども、それはただ板で囲って

いるだけで、人の出入りは非常に厳しいなというふうに見てまいりました。確かに飼育される方は困難である。先ほど来、長尾委員なり、あるいはまた類瀬委員のほうから質問があった中でも、将来展望に向けての施設管理というのは、やはりきちっとこれは私は確立しておかないといけないだろうと。いわゆる綿羊事業としての取り組みとするということであれば、私、昨年も申し上げましたけれども、片手間にするような事業ではないということから考えれば、やはり施設、これは大動物であっても何であっても、ある意味、施設がしっかりしていないと、当然管理が不十分になるわけです。

もう一点、飼料の問題であります。ご案内のように、牛でも馬でも何でも餌の質なり餌の品質によって、肉質なり、あるいはまた牛の生体なりのあれがどんどん変わるとというのは多分御存じだと思うのです。残念ながら当施設の基礎飼料であります牧草、場長、残念ですね。確かにお願いいたしましたら、Aクラスの牧草は牛のほうに与えると。どうしてもBクラスの牧草を綿羊にやらざるを得ない状態だということは、実は、私が見たときの草かもしれませんけれども、おっしゃいました。確かにあの草は牛も食べませんし、綿羊は食べていましたけれども、おなかですげば食べるのですけれども、いわゆるこれから言うブランドということ、標茶の羊を農家ですとか民間ですとかに協力を求めるときには、基礎飼料のあり方というのは、私はしっかりしていただきたい。これ場長に言っても全てを、いわゆる片手間に綿羊飼いをやっているわけですから。これは失礼。そういうような感じなわけですから、これ私が、恨まないでください、綿羊事業を成功させたいために、1年でも2年でも早く成功させるために、こうしたほうがいいのではないですか、こうしてくださいということを言っているのです。私も綿羊はあまり経験ないのですけれども、ぜひその飼料管理、山崎次長が見せてくれました。マニュアルができています。何か月にはどういうもの、肥育にはどういうもの、あるいはまた妊娠の綿羊にはこういうもの、全部できています。

そこで、言いたいことは、それを管理する人です。人員です。副町長、昨年、550万円の地域おこし協力隊云々ということでご答弁をいただきました。と同時に、私は、最終的にこの綿羊事業を成功させるためには、専門的な知識を持った、技術を持った人をぜひ雇用していただきたい。難しいけれども努力していく、その中でこれから求める協力隊員はその経験を持った人たちだと、去年ご答弁いただいているのです。その協力隊員の方は、どうになりました。経験を持った3人の方が、これは去年、おととしか、いただいているのです。それ、去年も協力隊員の方にいわゆる綿羊の事業に取り組んでいただくのだということで補正でも組まれていました。したがって、協力隊員に求めるのは綿羊事業で求めるのか、協力隊員自らが能力を持ってきていることを求めるのか、人員の確保の問題だと私は思うのです。

例えば先日、牧場へ……、長くなりますね。ごめんなさい。牧場へ行ったときも1人の従業員の方が働いていました。1つの畜舎に入ったら羊がメーメー、メーメー鳴いていました。どうしたのだろうか。次の分娩の畜舎へ行ったら、そこに彼がいました。今、綿羊が生まれそうだからここを離れられないのだと言っていました。したがって、場長の顔を見るのは本当に申しわけないのだけれども、でも1人の方で分娩を見ながら朝早く行って羊の給水を、でしたね。給水の水をやるバケツというか、たるに氷が張っていて綿羊、飲めないのですよ。

それは彼の責任ではなくて人員配置の問題ですよ。これは場長の責任でもないです。これは人が足りないのです。あれだけの綿羊、そして働き不便な施設でもって、あまり経験のない彼1人が190頭も200頭も朝早くからやれといったって、これ無理ですよ。そういう中でブランド化をした綿羊事業を進めると。本腰を入れてください、副町長。

今年もまた、今聞きましたら1,400万円のうちの850万円が地域おこし協力隊だ。確かに地域おこし協力隊に協力を願わなければならないでしょうけれども、羊を飼う、こういう技術を持つということは、場長にも言いました。場長、生まれてから定年まで場長でいるわけではないでしょうと。4年か5年でもって皆さん方が転勤する中で、幾らこのようなマニュアルをつくっていても現場で働く人たちがどれだけ理解をしてこの事業に取り組めるかということは、その事業にできれば一生をささげていただけるような人材を使っていたかかないと。

特にそしてまた、長くなりますけれども、綿羊のいわゆる肉の販売です。付加価値を高めた羊の毛ですとか、そういうものが通年販売できるような、消費者ニーズに応えるような、あるいは市場調査もできるような、そういう職員もいなかったら、あの若い青年1人と山崎次長にやれ、場長に2人でやれといったって、できないですよ。せっかく標茶のブランドとしての羊の肉を出すということであれば、通年どこへ行っても、例えば農協に行っても、それから町内のお肉屋さんに行っても、どこに行っても羊の肉を町民が買えるような、そのためには通年確保した肉をつくらなければならないわけですよ。それについても、繰り返しますが、餌によっていろんな肉ができるわけですから、奥の深いものだと思うのです、綿羊事業というのは。改めて私はここで職員の、いわゆる専門的職員をつくってください。今年もまたお願いをしておきたいと思います。

と同時に、今、手狭なだけに民間の方に子羊の、いわゆる未熟児を扱ってもらっています。彼もあまり若い者では、年ですから、本当に楽しみながら、かわいがってやっています。それは別としても、やっぱり民間との協力し合う中での、私は羊のこの事業を成功させるためには、民間とも協力し合って、この事業は一年も早く成功させていただきたい。

私のことばかり言いましたけれども、最後にもう一度だけ、これは場長には無理なので、町長あるいは副町長に伺います。とにかく人材をしっかり確保させていただきたい。1年や2年で帰るとか諦めるだとかということのないような人材確保、去年はちょっと難しいと言っています。今年はどうのような答弁をいただけるか、最後にそれを聞いて私の質問を終わります。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 専門的な人材の確保についてご質問がありました。

以前お答えしたときには、実は地域おこし協力隊募集、応募がありまして、羊の飼養経験のある方がパートナーと一緒に来ると。パートナーの方は毛の加工などにも関心を持っているというところで、今、委員からご指摘のあった幾つかの要素のうち2つを一遍にもしかすると達成できるのかもしれないというような期待を持っている時期があったのですけれども、実はその方たちについては、先方のちょっと家族の事情がありまして標茶に来ることができなくなったということで、採用決定はしていたのですけれども、辞退になったというような

経過があります。

それ以降、引き続き協力隊の募集をしているわけなのですが、なかなか羊の飼養経験がある方が出てこないということが1つ、経験がなくても羊を飼うことに意欲を持っていただければ、こちらのほうで経験を積みながら専門家として育成していくこともできるのかなというふうに思うところもあるのですが、そのところがちょっと目的が、協力隊応募の目的の部分が少しかみ合わなかったりというところで、今のところ採用決定に至っている方がいない状況であります。

委員から、昨年と違って今年はどうなのかというようなこともありましたけれども、変わらず、なかなか羊を飼うことに特化した専門的な職員をいきなり正職員で雇用するというのは難しいようなところもありますので、まずは基本線、協力隊を募集する中でいい人を探したいというのが1つ、それからこの間、いろいろアンテナを張りながら、例えば畜産大学であるとか、そういったところにアンテナを張りながらいい人材がいなかったかとかということの打診をしてきているのですけれども、それについても引き続きやっていきたいというふうに思いますし、もし御存じの方がいらっしゃればぜひ教えていただきたいというふうに思っているところであります。

町として必要な人材の確保については、羊の振興に関して、それについては昨年と変わらず努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） またぜひ、私が来年もここに立てればまた同じ質問になろうかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

ただ、場長、やっぱり朝、私も、朝といっても11時でしたね。やっぱりあの時間に羊が水を飲めないというのは、故意にやらないのではなくて、やる人間がいなかったのですよね。ああいう体制は、やっぱり管理者の方、よく考えていただいて、人員配置はしていただきたい。ぜひ施設のやっぱりあり方というのもいま一度十分協議をしていただいて、片手間な、また申しますけれども、古い牛舎だとか機械庫を使うのもいいのですけれども、ぜひ利用しやすいような、働きやすいような場所をつくるのが最終的には綿羊の飼育には十分可能なことだと思っておりますので、ご検討願いたいということ意見を意見として言って終わります。ありがとうございました。

○委員長（後藤 勲君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時35分

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご質問ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君）（発言席） 何点かご質問をさせていただきたいというふうに思いま

すが、昨日、この観光振興計画、昨年の7月に出来上がっていたのですね。それが総合計画と一緒に配付をされました。正直言って全部には目を通していませんが、ばらばらばらとめくってみたときにエリア別施策というふうな項目がありまして、そこにグランピング施設の整備ということが施策の中に載っておりました。

私、グランピングはよくわからなかったのですが、調べさせていただきましたら「優雅な」というふうに書かれておりました、ぜひいたくなアウトドアを楽しむ新しいリゾートスタイルだというふうに書かれておりました、近隣では上士幌とか、向こうのほうではこういう施設が建設されているようですが、本町でも、ローリング計画をいただいておりますから、まだ精査するというので3か年実施計画をいただいておりますからわかりませんが、このように優雅なということの意味らしいのですが、それは言ってみれば富裕層を対象にしたアウトドアの考え方なのではないでしょうか。その辺もうちょっとこのグランピング施設というものを説明いただきたいというふうに思います。

○委員長（後藤 勲君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

グランピングなのですが、キャンプの一種でございます、一般的にキャンプといいますがとテントなのですが、テントも使った部分もございますが、建物的なイメージでして、ベッドとかキッチンとか全て備えつけになった施設ということでございまして、料金的には若干高くはなるのですが、そういう施設自体は全国的に今いろんなところであるというところで、茅沼についてもそういう施設の導入について、できるかできないかも含めて検討させていただきたいということで挙げさせていただいております。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 今のご説明で、言ってみればコテージのような、虹別オートキャンプ場にありますが、あのような施設という理解といたしますか、あそこもキャンプ場のテントではなくて、食料を持ち込んでという施設ですよね。そういう理解でいいのでしょうか。どうも、ただただ言葉だけをとると優雅というふうに書かれていたものですから、そしてさらには意味として、ぜひいたくと先ほど申し上げましたが、ぜひいたくなアウトドアというふうになると、そうすると我々のような者が、では使えるのかと。結果として富裕層の方を対象にした施設なのかなというふうに昨日これを見させていただいて感じたものですから、ましてや今お答えになったように、料金は、使用料は若干高くなると言われると……

（何事か言う声あり）

○委員（鈴木裕美君） そんなので正直言って感じたものですから、もう一度教えていただきたいというふうに思います。

○委員長（後藤 勲君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） ちょっと私の言い方が悪かったかなと思っているのですが、普通のキャンプですと場所代として利用料をいただいているのですが、このグランピングですと、建物といたしますか、施設が全部そろっているというところで、宿泊料的な感じで料金をいただくというふうになります。料金設定自体はいろんな施設でいろんな料金設定がされ

ていますので、茅沼地区でも研究はしたいと思うのですが、今すぐ幾らだとか、どういうふうな施設になるだとか、そういうふうにはちょっとまだこれからの研究だというふうに考えてございます。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） この建物の、これから建てるか建てないかも含めて、これはあくまでも施策の計画予定ですけれども、場所的にどのぐらいという想定をしておりますか。例えば、今、建設改修中の憩の家の下のリラルトロ湖、あそこには建てる場所ないね。

（「ないわ」の声あり）

○委員（鈴木裕美君） ないね。ですけれども、言ってみれば憩の家に向かう途中だとか、今、職員住宅が建てられておりますけれども、あの辺だとか、場所的にはまだ全然考えていないのでしょうか。

というのは、環境省から新しい建物は国立公園化によって規制があって建てられないような話も伺っておりますから、場所的な位置というか、その辺だけちょっと考え方を伺っておきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 場所の明確なところはまだわからないのですけれども、想定としましては、今、リラルトロ湖キャンプ場が情報館の奥にございますので、そこですとか、あと、その手前の駐車場に大きいスペースがありますので、そこを活用したりですとか、場所はちょっとまだはっきりわからないところで、環境省にこれについても相談はしていますので、できる、できないはまだ回答をいただいていませんけれども、協議しながらやっていきたいというふうに考えているところです。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） あくまでも国立公園化の中ですので、環境省の判断が問われるのだというふうに思います。わかりました。

次に移らせていただきます。

昨年、同僚議員が学童保育への登校の安全性の確保と、通路の安全性の確保ということで、ここの席でご質問をしております。ちゃんと安全確保のために児童生徒が通りますという看板が富士町の学童保育へ行く通路の歩道のところに立てられておりますが、速やかにやっていただいたなというふうに思ったのですが、今回のように大雪になりまして、歩道の除雪がされていないのですよ。子供たちが通るのに、あれだけ大きな雪が積もった中で歩道の確保がされていない。私、今回の議会中、必ずあの道を、富士町のところから学童保育まで行くところを通ってくるのですが、雪がこの天気ですぐ解けていますから歩道というのはある程度見えてきております。それにしても、きちっと歩道の除雪がされていないということで、やはり児童の下校での通路の安全確保という意味では歩道の除雪というのは必要でないのかなというふうに感じましたが、黙っていれば解けるといいう問題ではないというふうに思いますので、いかがですか。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 歩道の除雪に関係することでご質問ですけれども、歩道の除雪についても機械でやれるところ、人力でやらないとならないところ、いろいろございまして、学童保育に行く部分はなかなか狭くて、機械とかというのもちょっと厳しいところがありますので、安全確保のために雪山の除去とかの部分については、努力したつもりではございますけれども、歩道の部分の確保についてはちょっと私どもその部分、目が届いていないところがございますので、今後、確認しながらできる方法を検討していきたいと思っておりますので、申しわけございませんけれども、ご理解願います。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 学童保育には6年生までが通うといたしますけれども、やはり小さい児童ですので、本当に安全第一に考えていただきたいなど。確かに歩道が狭い。だから、これを除雪するというのはというふうに思いながら、でも人的ではできます。そういう意味からすると、ぜひ歩道の安全確保をしていただきたいというふうに思います。

次、移らせていただきます。

教育長の行政方針の中で「子どもたちの健康と安全を守りながら学びを保障していくことができるよう、適切な教育環境の確保に努める必要があります」というふうにごうたわれておりました、その方針の1つの中に、不登校への対応について「民間施設との連携を一層深め」と記されておりました。ここで民間施設というのはどこを指すのか、まず伺いたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 指導室長・秋山君。

○指導室長（秋山 豊君） お答えいたします。

民間施設とは、この場合、町内にある放課後デイサービス等、実際に町内の児童生徒が活用している施設を想定しています。

以上です。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 昨年、不登校に対しての、同僚議員から居場所づくりをというふうにも言われておりましたし、私も不登校の方はどのぐらいの児童生徒がいるのかという人数も確認をさせていただいておりました。そういう意味では、思ったより正直言うと多い児童生徒の数だなというふうにあのとき感じましたけれども、この子供たちが学校に行きたくても行けない、行きたくない、さまざまな不登校に対しての思いというのが児童生徒にはあるのだろうというふうに思うのですが、デイサービス2か所、放課後児童デイではフリースクールという、本町では、その認定は多分受けていないですね。

そういう意味からすると、そういう子供たちの居場所づくりの一つとしてフリースクールというものがあるのですが、本町ではないというふうに、学校に代わって学びの場を提供する、そして、さらには児童生徒がフリースクールなら通えると、そういう児童生徒も中には正直言っていらっしゃるのです、本町の中に。そういった場合に、本当にそういう子供たちの居場所づくりというのはしっかりと考えてあげなければならないのではないかなというふうに正直感じておりました、聞くところによると不登校の子供は学校を替えると、そういう子

供もいました。これからもいますよね。そういう学校を替えて登校できる児童生徒ならまだいいのですが、それでもできない子供もいますし、親の環境によってそれもできない、そういうことを考えると、ぜひフリースクールというのは必要ではないのかなというふうに思いますし、このデイサービス2か所が認定を受ければフリースクールとして対応できるのかどうか伺いたいですね。どうなのでしょう。

○委員長（後藤 勲君） 指導室長・秋山君。

○指導室長（秋山 豊君） お答えいたします。

まず、今、想定しておりますのは、この4月1日から学校と運用開始するガイドラインをつくったところですが、それはあくまでも、今現在、放課後デイサービスを利用しているお子さんがその中で不登校だった場合、どういうふうに学校で対応できるかということを整理したものなのです。

ですので、今、私どもとして、新たにフリースクールをどうこうという、そういうことは話をしておりません。ただ、もし民間のほうでフリースクールということで立ち上げたのであれば、恐らくそれは我々が認める認めないということではなくて、まずはそれは立ち上がるのだと思うのです。あとは、同様に文科の通知に照らして、不登校の支援の居場所として対応していくということになるかと思えます。

以上です。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） わかりましたが、フリースクールの場合は、そこに出席するといえますか、行くことによって学校に行ったことと同じく出席日数にカウントできるというふうに、施設がそういう施設をとっていればカウントできるというふうにも伺っておりますけれども、それらもぜひ今後の事業を進めていく上では、出席認定というのは学校長の判断だというふうにも伺っておりますけれども、もちろん行った先での授業といえますか、内容等々も書類として当然出さなければならないというふうに思いますけれども、そういう諸準備を検討していただきたいなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（後藤 勲君） 指導室長・秋山君。

○指導室長（秋山 豊君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、民間施設等での活動を出席認定するというのは、学校長の職務でございます。今回、ガイドラインを校長会と相談して整理したのは、学校長が決めることとされてはいますけれども、町内で、学校で差が出ては困りますので、教育委員会もきちんとそこに入りまして、ともに保護者も含めて、施設も含めて協議をして連携をしっかりとら適切に判断をしていくと、そういうラインを整えたというところでございます。

以上です。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） わかりました。ぜひ行き場所のない児童生徒に対して、温かい教育、学びの提供をしていただきたいなということをお願いしたいというふうに思います。

続きまして、茅沼地区の観光宿泊施設について何点かお伺いをしたいというふうに思いま

すが、同僚議員の一般質問の中でも明確な回答がなかったのが何点かありましたよね。それで、もう一度伺いたいというふうに思いますが、指定管理者との協定が交わされたというふうにも伺っております。しかし、来年開設に向けて年度協定の内容、そしてそれを議会へ提案する時期といいますか、そういうものはいつごろになるのか。予定では、町長のあれでは来年5月開業というふうになっておりますので、時期としては少ない時期になっているなどというふうに思うのですが、確認の意味で、まずその点を伺います。

○委員長（後藤 勲君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 開業時期のご質問でよろしかったでしょうかね。年度協定書の……

（「内容」の声あり）

○観光商工課長（三船英之君） 内容。協定書につきましては、議会の議決をいただきましてから7年間の協定書を結んでいまして、その後、年度ごとの年度協定書を結んでございます。今、年度協定書につきましては、まだ施設が運営されておりませんので、年度協定書では指定管理料を提示するという項目になっているのですが、そこについてはゼロ円で掲載して年度協定を結ばせていただいているところでございます。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 年度協定書の内容の中で指定管理料が決まっていないからゼロ円で示しているというふうに今お答えになりましたけれども、議会に年度協定というのは説明がないのでしょうか。できれば、やっぱり説明していただきたいなというふうに思うのですが、いかがですか。

○委員長（後藤 勲君） 管理課長・齊藤君。

○管理課長（齊藤昇一君） お答えいたします。

先ほどの類瀬委員の質問の内容の答えとちょっと重複いたしますけれども、議会の議決すべき事項ということについては、指定管理者に行わせる施設の名称、それから指定管理者となる団体名称、それと指定期間ということの内容になっておりますので、個別の協定内容については示さないというか、すべき内容でないということと考えます。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） そのことは理解するのですが、今まで町長が全員協議会を開いているところの件についてご説明いただきましたし、今後についても逐次報告していくというふうに言われておりましたので、そういう意味からして、いつになるのか、あるいはその協定内容について議会の全員協議会といいますか、この場でないにしても説明があるのではないかというふうに思ったものですから伺いましたけれども、町長が言った随時議会に報告していくという、その言葉をとればいかがなのですか。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

年度協定の部分で言いますと、指定管理料が中に入ってくる時期には予算に絡んで皆さんにご相談をさせてもらおうという、そういう場面を想定しておりますので、そこについてはこ

の先もそういうふうになるのだろうというふうには思っているところです。

それがいつになるのかという部分なのですが、せんだってもお話ししたとおり、今現在、指定管理者のほうと相談をしている最中でありまして、できるだけ早くとは思っているのですが、今の段階で何月というところまではっきり申し上げるところに至っていないというところでご理解いただきたいと思いますが、いずれにしても予定では施設が年度内には出来上がるわけで、新年度からの運営というふうになってきたときには、逆算すると時期については絞られてくるのかなと、目指すべき時期というのは出てくるのかなというふうに思いますけれども、いずれにいたしましても今の段階では明確にお示しできない状況でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） それでは、次の質問も同僚議員が質問した法人化の設立の時期について、進捗状況はというふうにはたしか伺ったというふうに思いますが、私のメモでは時期は聞いていないというふうに答弁がされているのですが、いまだにされていないということが、まして年度協定も結ばれていながら、名義変更すればそれでいいのだというものではないのだというふうに思うのですね。そういう意味からすると、法人化されて定款や資本金がどうなのかというのが私たち議員としては判断する一つの材料になるのではないかとこのように思うのですが、いかがですか。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

施設を運営していただく指定管理者の条件として、今、委員が挙げられることというのは、当然大切な判断材料かと思えます。ですから、今そのためにそこを詰める作業をしているというところでもありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 詰めの作業をしているということで、ぜひ早い時期にお示ししていただければというふうに思います。

それから、町長が、言ってみれば指定管理者が経営をして利益が出たら町に納付していただくという、20%でしたか、利益の20%、違ったかな。間違ったらごめんなさい。そのように言われておりましたよね。そして、ちょっと私、今、今日忘れてきたのですが、指定管理者の指定手続等に関する条例というのには利益が出たら町にお金をいただくという、納付するという言葉が適切かどうかわかりませんが、条例にはどこにも明記されていないのです。それは条例の中では、どこに当てはまるのですか。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例につきましては、本町が設置する公の施設の管理を行わせるものの指定の手続等に関して定める条例という、そういうことが第1条の趣旨規定で書かれております。

今ご質問の部分につきましては、その中でも明示はされておられませんけれども、該当する

のは第8条の協定の締結の中で、その協定の中で管理費用に関する事項あるいはその他町長等が別に定める事項ということがありまして、そこが該当するという理解であります。

それから、一般的な指定管理の経営方法ということで示されているものがあるのですが、その中でも指定管理者の経営方式には3通りあって、指定管理料方式と納付金方式と併用方式、3パターンがあるということが例示されておまして、それらのことから、この条例の第8条を適用しながら、実際には協定書の中で、いわば契約の中で決める事項だという、そういう理解でいるところでもあります。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） わかりましたが、だとすれば仮に、利益が上がることをすごい期待しておりますけれども、利益が上がらなかった場合も、ではどうするのかというふうに疑問に思うのですね。そして、出なかった場合の判断というのをするのは、どこですのですか、チェックといいますか。例えば毎年、事業報告書等々が出されるというふうに思うのですが、それによってされるのですか。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

これまでもお答えしていることがあったかと思うのですが、指定管理者と町との間で連絡調整会議を設けるということが基本協定の中で規定しておまして、その中でふだんからの経営状況の把握にはもちろん努めさせてもらうというのがあります。

それから、これについては、今、指定管理者との間でお話をさせてもらっている部分ですが、指定管理者から報告を受けるであろう損益計算書などの会計処理を、その信憑性とか内容とか町民に説明するに値するだけの担保をどういうふうにとるのかという部分ですね。例えば町の監査にも見てもらうとか、そういう第三者にも見てもらうような仕組みをどうやってつくろうかという話をしているところでもあります。そういったところで、きちんとした説明ができる中での仕組みづくりが必要だというのがまず第一にあります。

それから、全員協議会などでこういった指定管理料の仕組みについてはその当時考えていたものについて示させてもらっておりますけれども、その場でも指定管理料として損失補填的な、そういう位置づけの指定管理料のあり方というのはおかしいのではないのかというようなご意見があったりとか、あるいはもうけが出たら返すというのもおかしいのではないのかとか、そういったご意見もいただいておりますので、それらについても今の時点で取り得る、取り入れるべき方式、手法について指定管理者と検討、協議をしている最中でもあります。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） ぜひ協議をしていただきたいなというふうに思いますし、仕組みづくりというのが大事ですし、できれば町監査がというふうにもおっしゃっていましたので、ぜひ町監査が入れるならば入っていただきたいなというふうに思いますので。

もう一つ、同僚議員の質問で工事費の増加は無制限ではないと答えておりましたよね。ですけれども、今後の運営・維持管理費について、例えば指定管理者が経営をするわけですから、当然そこで発生する光熱費等々が出てきますよね。それらというのは、どうするのですし

ようかね。町負担というふうにならないというふうには、それも指定管理料の中と言われる、そういうことにはならないなど。光熱費というのは、直接会社がというか、民間が受けたときに発生するものですから、それというのは、どのように維持管理費についてお考えなのかも伺っておきたいなど。

○委員長（後藤 勲君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 指定管理料のちょっと整理、まだ全てできているわけではないのですけれども、町のほうで直接負担しなければならない経費というのは、各種の保守点検料があると思うのですね。消防設備点検ですとか、浄化槽の点検とか、その辺については町で負担したいというふうを考えてございます。

それから、今、委員おっしゃられた光熱費関係、この辺の負担も指定管理料に含めてそれを算定するのか、事業者が自分たちで自ら賄うのか、その辺の指定管理料自体の構成がまだまとまっていませんので、ここではちょっとまだ明言はできないというところでございます。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 何かあまりにも遅過ぎるといいますか、そんなふうに感じます。維持管理の中で保守点検、機械とかというのは建物に関するものですから、当然、町の建物ですから、その辺は町が負担するという事は理解できますが、先ほど申し上げたとおりに光熱費等々はやはり経営の中の経費の一部ですので、その辺をしっかりと受け止めながら指定管理者負担ということで。ただ、それも指定管理料に入れるということに、私、もしかしてですよ、議論していないと言いますから、まだ詰めていないと言いますから。なのですが、それを含めるということにはならないと。私、自分、経営したことありませんから、経営者でもないですから経営に関してはよくわかりませんが、そういうことに私はならない、あくまでも光熱費等々は指定管理者等の負担だというふうには理解をしたいのですが、いかがですか。

○委員長（後藤 勲君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 光熱費の全てを町でみるとか、そういうことを言っているのではないのですけれども、指定管理料を算定する上で基礎額という、積み上げをしなければならないと思いますので、その中に光熱費の一部ももしかしたら入れなければならないのかなとか、そういう部分は出てくるかなというふうには考えております。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 私、その考え方が、一部を考えなければならない、まだ決まっていないから。なのですけれども、そこはしっかり割り切っていただきたい。そういうものではないのではないかと思います。

ですから、その辺をきちっと割り切っていただきたいということを申し上げておきたいというふうに、当然、指定管理者負担であるということを申し上げておきたいなというふうに思いまして、最後の質問にいたしますが、これ確認ですけれども、二度とあってはならないことですよ。前回のようなことがあってはならないことで、仮に経営がうまくいかないということで継続されなくなると、今の指定管理者との経営がうまくいかなかったという

ときに営業を一時休止というふうな形をとるのか。そしてさらに、そういうときの場合にいただいている補助金は、環境省からの補助金ですよね、それは返還というのはないのか。あるいは担当課が努力をしていただいて辺地債を、手続をとっていただくと、80%の交付税算入というのは、交付税、どのようになるのですか、そういう場合は。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、指定管理料なのですけれども、公の施設を町が直営せずに運営をしていただくという。町がかかるであろう経費よりも民間の力を借りてやることで効率的によりよいサービスも提供できるということを狙っているのが指定管理者制度だというふうに理解しております、です。ですので経費のこの部分は絶対指定管理者が払うのだとか、そういうものはあるのですけれども、基本的には経営経費の一部を町が委託料の代わりに払うものが指定管理料の性格なのかなというふうに理解しております。

それから、指定管理者が運営を継続できなかつたときについては、今考えているのは、これまでそうだったのですけれども、一時的な休館せざるを得ないのだろうなというふうに思います。恐らく国の補助金の規則やなんかでも明確に何年間まではオーケーとかということとは書いていないと思うのですけれども、これまでの施設の例で言うと、営業再開に向けて努力している間については様子を、待っていただいたという経過があります。その時々で状況で変わる部分が出てくるかと思しますので、それについては、今、子細な年数までは持っていないところであります。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） わかりました。いずれにしましても大きな事業でありますから、町民はもとより、まず議会に情報の提供をしっかりとさせていただきたいということをお願いしてご質問を終わらせていただきます。

以上です。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

鴻池君。

○委員（鴻池智子君）（発言席） では、3点ほど質問させていただきたいと思います。

まず、昨年、一般質問で取り上げさせていただきました学童保育の横断歩道のことなのですが、先ほど同僚議員さんのほうからもありましたが、ドライバーに対する注意喚起の看板が設置され、それを見た町民の方々から、とても目立っていていいですよという声が聞かれております。

それで、その後の横断歩道の設置に対しての進捗状況はどうなっているのかをちょっと伺いたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 委員から昨年の9月の一般質問でご質疑をいただいたところですが、その後の経過についてご説明させていただきます。

昨年12月になりますけれども、警察のほうから設置についての情報があり、現地での協議

を重ねてきたところでございます。その結果、本年設置される見込みとなっております。具体的な時期等は、12月に協議したのでざっくり雪が解けたらという話だったのですけれども、具体的な時期等はまだ連絡がございませんが、一日でも早く設置されるよう引き続き協議していきたいなというふうに考えているところでございます。

また、昨年ご質問いただきました啓発看板についてでございますが、当初、植栽ますを利用してというお話をさせていただきましたが、雪がその植栽ますに堆積することを考えると適当な場所でないことも想定されましたので、付近の街路灯に、学童が通る時間帯が夕方薄暗い時期でしたので、夕方にも目立つようなちょっと蛍光色で看板を今回設置させていただいたところでございます。

それから、通っている学童あるいは児童館に通っている児童を対象に本年4月、来月ですけれども、交通安全教室のほうを、私、指導委員会を所管していますけれども、実施できないか、学童の所管課、それから児童館の所管課と協議することとしております。

昨年来、議員をはじめとして関係機関のご協力にて横断歩道設置の見込みとなり、私たちも必要と認識していた安全対策が進むものと考えております。これまでの議員、警察をはじめとする関係機関のご尽力に感謝を申し上げ、答弁とさせていただきます。

○委員長（後藤 勲君） 鴻池君。

○委員（鴻池智子君） ありがとうございます。これによって、やっぱり子供たちが今言ったように薄暗いところを歩くとか、そういうときにも本当に安心・安全が確保できることになるのだなというふうに思います。

では、次の質問に移ります。

給食センターの施設の防風板の有効利用についてですけれども、給食センターの2階部分に大きな防風板が2つありますが、これを使って標茶町を大々的にPRできないかというふうに考えます。例えば以前に、図書館バスに子供たちの応募していただいた絵をプリントしたというようなものもありましたけれども、何かそのようなことを使ってあの2つの防風板を標茶町のPRのために利用できないかということをちょっと考えたのですけれども、そのところについて町としてはどのように考えているのか伺います。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

新しい給食調理場の2階にある空調設備の吸気口、排気口のところに今、委員がお話あったとおり防風板としてアルミの板が設置されております。今、委員もお話あったように防風板で、目的としては空調設備の吸気口、排気口に強風なり雪だとか、そういうものが直接入らないように、それを遮るための防除というか、風除する目的で設置されている板でありまして、看板ではないものであります。

今お話があった、町のPRのためにそれを、現場を見ていただくと、白いもので何かここ寂しいねという感じで、多分、見学会、それから試食会等々にも議員さん方もおいでになって目にされた部分もあって、そういう部分でのお話かなと思うのですが、現状としてそういう目的でなかったものですから、今現在そういう利用としての考えはございませんでしたが、

今、図書館バスのような例えば子供たちの絵とか、町のPRというような目的でというお話でしたが、あれに直接絵を描いてしまったときに、数年後に例えば描き換えとか、手入れとか、違う絵にするとか、そういうまた必要性も出てくるのかなど。利用の仕方として直接描くのはちょっとどうなのかなというように、個人的には思っています。使い方としてそういうご意見もありましたが、どのような方策が必要なのか、あと、逆に広告塔といいますか、何か逆にあそこを利用させてほしいとか、そういうようなお話があった場合には、それはそういうことが可能なのかどうかも含めて検討させていただきたいなと思っておりますが、今現在そういう町のPRという形での利用としては考えは持ち合わせておりませんでした。

○委員長（後藤 勲君） 鴻池君。

○委員（鴻池智子君） わかりました。ぱっと見、私たちがあれを見たときに、先ほど言われましたように何となくただ白いものがあるということで、弟子屈町のほうから走って来たときにあれがぱっと目に入ったときに、何とかあれを使えないだろうかということもちょっといろいろ耳にしたものですから、質問をさせていただきました。今後も引き続き何か使えるものがあるとしたら検討させていただきたいなというふうに思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

昨年からですけれども、灯油の価格が非常に上昇しておりまして、先週まで1リットル113円でしたが、今週に入り、また値上がりして1リットル118円となりました。そして、そういうことがある中で、先日、あるお宅を訪問したときに、その家の方が上下防寒服のつなぎを着ておりまして、灯油が高いのでストーブをつけていないということでした。そこで、こういう我慢をしている町民がいるということを町側の人たちにもちょっと知っていただきたいということもあり、また、この灯油の価格が家計に大きな打撃を与えているということもあります。

そこで、町として灯油の価格の上昇に対して、町民に対して何かの補助的な考えはないかなということで、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

町のほうでも、昨年12月定例会において低所得者向けの灯油価格の助成ということで、1世帯当たり1万円を助成させていただきました。今の状況で申しますと、コマーシャル効果といいますか、ちょっとその辺は判別できないのですけれども、やはり結構なお問い合わせをいただいて、ほっとらいふのご利用申請を希望される方も上昇傾向にあるという状況でございまして、高齢者の部分については、そういった状況の中でコロナの助成金を、地方創生臨時交付金ですが、そこを使わせていただきながら助成をしてきたという現状でございませぬ。

○委員長（後藤 勲君） 鴻池君。

○委員（鴻池智子君） 昨年末の補助に対しては理解しておりますけれども、あれは交付金を使ってということでしたので、ちょっと言葉足らずでしたけれども、町独自としての、町の低所得者とかという部分に差をつけない、全世界帯に何かしらの補助金の助けというか、そ

ういうものできないものではないかという内容のものです。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

令和3年度中に措置したことについては、今、質疑応答がされておりました。本町においては、ほっとらいふ制度を活用していただく、そして追加として燃油高騰対策という部分で、対象者限定でありますけれども、措置をしてきたところでもあります。

今、委員から改めて、そういった制限なし全世帯対象の新たな給付措置がとれないのか、考えていないのかということでもありますけれども、コロナ関連の経済対策の部分で今までも考えてきたところではあるのですけれども、現時点ではそういった考えは持っておりませんでした。今後の動向等を見ながら新年度における対策の中で検討の余地があるかどうかというところだと思いますけれども、3年度中についてはそういった形で、ほっとらいふの拡充というところでご理解いただいた上で新年度について検討してまいりたいというところあります。

○委員長（後藤 勲君） 鴻池君。

○委員（鴻池智子君） わかりました。実際にこういう本当に我慢をしている人が、低所得者でもなければ、ほっとらいふを使っている人でもない方がそういう実態があるということをちょっと知っていただきたいということで、今後も検討していただきたいと思います。

質問を終わります。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） 討論ないものと認めます。

これより議案第16号から議案第23号まで議題8案一括して採決いたします。

議題8案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） ご異議がありますので、議案第16号は起立により採決いたします。

議案第16号を原案可決すべきものと決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（後藤 勲君） 起立多数であります。

よって、議案第16号は原案可決すべきものと決定されました。

次に、議案第17号から議案第23号まで一括して採決いたします。

議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号について、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号について、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（後藤 勲君） 以上で令和4年度標茶町各会計予算審査特別委員会に付託された議題8案の審査は終了いたしました。

これをもって令和4年度標茶町各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 3時32分）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 菊 地 誠 道

年長委員 後 藤 勲

委 員 長 後 藤 勲

